

九州知的財産推進協議会

中国における知的財産を巡る現状と課題

2022年11月

日本貿易振興機構北京事務所

1. はじめに
2. 中国の知財政策
3. 統計から見る中国知財の動向
4. さいごに

1. はじめに

2. 中国の知財政策

3. 統計から見る中国知財の動向

4. さいごに

知的財産権とは

- ◆ 人間の幅広い知的創造活動の成果について、一定期間の独占権を与えるようにしたのが知的財産権制度。知的財産権は、様々な法律で保護されている。
- ◆ 中国では、特許、実用新案、意匠が合わせて、「専利」と呼ばれている。

知的財産権（産業財産権に加えた広い範囲）

産業財産権

特許権（特許法）	発明専利（専利法）
実用新案権（実用新案法）	実用新案（専利法）
意匠権（意匠法）	外観設計（専利法）
商標権（商標法）	商標（商標法）

中国での名称

著作権（著作権法）
回路配置権（半導体集積回路の回路配置法）
育成者権（種苗法）
地理的表示（地理的表示法など）
商品表示・商品形態（不正競争防止法）
商号（会社法・商法）

産業財産権とは

自然法則を利用した、新規かつ高度で産業上利用可能な発明を保護
例：通信の高速化、携帯電話の通信方式に関する発明

物品の形状、構造、組合せに関する考案を保護
例：携帯性を向上させたベルトに取付け可能なスマートフォンカバーの形状に関する考案

特許権

実用
新案権

意匠権

商標権

独創的で美感を有する物品の形状、模様、色彩等のデザインを保護
例：美しく握りやすい局面が施されたスマートフォンのデザイン

商品・サービスを区別するために使用するマーク（文字、図形など）を保護
例：電話機メーカーが自社製品を他社製品と区別するために製品などに表示するマーク

出所：特許庁ウェブサイト「スッキリわかる知的財産権」

中国の知財概況を読み解くポイント！

- ✓ トップの発言に注目する
- ✓ 中期計画・長期計画の概要を確認する
- ✓ 個別の政策や法令等を内容を把握する
- ✓ 定量的な数字を把握する



1. はじめに

2. 中国の知財政策

3. 統計から見る中国知財の動向

4. さいごに

中国における計画経済の振り返り（2001年以降）

	江沢民時代 (2002年11月以前)	胡錦濤時代 (2002年11月～2012年11月)	習近平時代 (2012年11月～現在)	
	第十次5カ年計画 (2001～2005)	第十一次5カ年計画 (2006～2010)	第十二次5カ年計画 (2011～2015)	第十三次5カ年計画 (2016～2020)
イベント	WTO加入（2001年） IIPPF設立（2002年）	リーマンショック（2008年） 北京オリンピック（2008年） 国家中長期科学技術発展 計画綱要（2006年）	中国製造2025 (2015年)	国務院機構改革（2018年） 中米経済・貿易協定（2020年）
計画概要	対外開放の拡大	高度経済成長 (1人当たりGDPを2000年比倍増) R&D支出割合（GDP比2%） 環境保護、省エネ	内需拡大 コア技術競争力を強化 R&D支出割合 (GDP比2.2%)	新常態（ニューノーマル） 一帯一路 R&D支出割合 (GDP比2.5%)
知財計画 部分	有名ブランド、独自知財権 研究開発と知財保護 知財権侵害を罰する	独自知財権 (通信技術、省エネ車、 新薬の知財を特出し) 東部地域での研究開発主導 知財保護の独自章立て	1万人口あたりの発明専利 保有件数3.3件 ハイテク分野の知財創造 知財戦略立案、知財転換 国際知財協力	1万人口あたりの発明専利 保有件数12件 知財強国の建設 知財保護と独占禁止の 執行強化
知財状況	多発する模倣被害	模倣被害の深刻化 行政取締による対応	知財大国から強国へ (出願、模倣、紛争の増大)	品質面への意識 司法解決の増大 (模倣巧妙化)

中国における知財計画の沿革（2001年以降）

CNIPA 王局長
(2001年1月～2005年6月)

CNIPA 田局長
(2005年6月～2013年12月)

CNIPA 申局長
(2013年12月～現在)

知財権保護 特別行動計画 (2004年)

WTO加入後、初の
行政キャンペーン
(商標、著作権、特
許の権利保護、税
関保護)

知財権保護 行動計画 (2006、 2007年)

行政府に加え、法
制弁公室、法院、
検察院を含めた横
断的知財保護計
画（立法計画等
を含む）

国家知財権戦 略綱要 (2008年)

2020年までの知財計画
（イノベーション向上）
知財権の創造力の向上
（登録件数トップクラス）
法執行水準の向上
知財権の転換・活用
人材育成、国防知財

国家知財権事業発 展の十二五計画 (2011年)

知財保護（インター
ネットと輸出入）
知財サービス産業促進
(知財担保融資)

新情勢下における知 財強国の建設加速に 関する国务院の若干 意見（2015年）

イノベーション主導型発展に
向けて**品質重視への転換**、
中国の特色に合致した**知財
強国を建設**
ハイテク分野の知財権評価
侵害行為への懲罰強化
海外知財権戦略の開拓

十三五期間におけ る国家知財権保護 と運用計画 (2016年)

2020年に向けた主要指標として
十三五計画以外に、以下提示
・PCT専利出願件数
・知財担保融資金額
・知財権使用費輸出額 など
**知財保護、審査品質、先進企
業育成、産業高度化、軍民知
財転用、公共サービス向上など**

知財保護 法改正、司法解釈

インターネット保護

懲罰強化

知財創造、転換活用

知財担保融資

海外出願

総合的な知財戦略

2002年施行

技術輸出入管理法

2009年施行

専利法第三次改正

2014年施行

商標法第三次改正

2014年

知識産権法院の設立

改正不正競争防止法

電子商取引法

不正競争防止法
一部改正

商標法一部改正

専利法第四次改正

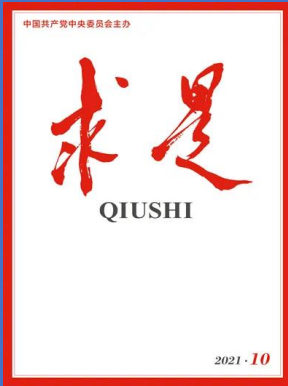
2018年以降多くの
法令等が整備

...

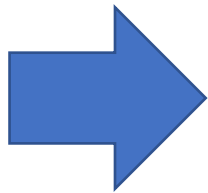
習近平総書記の発言からみる中国における知的財産の位置づけ

- ◆ 2020年11月30日、習近平総書記は自らが主宰する「中共中央政治局第25回集団学習会」において、**知的財産権保護の任務の強化**をテーマとして取り上げた。
- ◆ 同集団学習会における発言は、翌年1月発行の中国共産党の理論誌「求是」にも掲載。

中共中央政治局
第25回集団学習
習近平談話



- **イノベーションは発展を導く第一の原動力であり、知的財産権を保護することはすなわちイノベーションを保護することそのものである。**
- 我々は不足を冷静に認識しなければならない。・・・知的財産権の全体的な品質と効果・利益は十分に高くなく、**高品質で高価値の知的財産権は比較的少ない。**・・・知的財産権分野では**依然として権利侵害が多発しやすく、権利侵害が容易で、権利を守ることが難しい現象が存在し、・・・市場主体は海外の知的財産権紛争に対応する能力が明らかに不足しており、中国企業の海外における知財保護が不十分等**である。
- 中国は知的財産権導入大国から、知的財産権創造大国へと転換しているところであり、知的財産権工作は、**数の追求から質の向上へと転換しているところである。**



2022年10月16日 第20回党大会報告

✓ **知的財産権への法的保障を強化し、全面的なイノベーション支援の基礎的制度を整える**

知財分野における中期計画・長期計画

- ◆ 2021年3月に全人代は「国民経済・社会発展第十四次五か年計画及び2035年までの長期目標綱要（十四五）」を採択。
- ◆ 同年9月に知財分野の長期計画である「綱要知識産権強国建設綱要（2021～2035年）」を、同年10月に中期計画である「“十四五”知識産権知財保護運用計画」を相次いで公表。

公表年	公表組織	政策文書名
2008年	国務院	国家知識産権戦略綱要
2014年	国務院弁公庁	国家知識産権戦略行動計画（2014～2020年）
2015年	国務院	新情勢下の知財強国建設加速に関する若干意見
2016年	国務院	“十三五”知識産権保護運用計画
2019年	中共中央弁公庁、国務院弁公庁	知識産権保護強化に関する意見
2020年11月	中共中央政治局	第25回集団学習における習近平談話
2021年3月	全人代	国民経済・社会発展第十四次五か年計画及び2035年までの長期目標綱要（十四五）
2021年9月	中共中央・国務院	知識産権強国建設綱要（2021～2035年）
2021年10月	国務院	“十四五”知識産権知財保護運用計画（知財十四五）

各重要政策文書の位置づけ

第25回集団学習における習近平談話

- ①知財保護のトップレベル設計強化（政策策定）
- ②知財保護の法治化レベル向上（制度改正・執行改善）
- ③知財チェーン全体の保護強化（公共サービス向上）
- ④知財保護体制の改革深化（新技術対応・価値評価）
- ⑤知財面の国際協力・競争推進
- ⑥知財分野の国家安全を守る

国民経済・社会発展第十四次五か年計画 及び2035年までの長期目標綱要

○知的財産権の保護・活用体制の健全化
（知財強国戦略・厳格な知財保護・法制度改善・新技術対応立法・司法保護・行政執行強化・補助奨励改善・高価値専利・国有知財帰属分配・価値評価改善・公共サービス）

知識産権強国建設綱要 （2021～2035）

- ①知財制度の構築
- ②知財保護体系の構築
- ③知財市場・運営体制の構築
- ④知財公共サービス体系の構築
- ⑤人文社会環境の醸成
- ⑥グローバルガバナンスへの参加促進

“十四五”知識産権知財保護運用計画（知財十四五）

各分野における“十四五”計画

- ・「専利及び商標の審査に関する『第14次五か年』計画」
- ・「知財権公共サービスに関する『第14次五か年』計画」
- ・「知財権人材に関する『第14次五か年』計画」
- ・「地理的表示の保護と運用に関する『第14次五か年』計画」 等

- ①知財保護の強化
- ②知財実用化向上
- ③利便性の高い知財サービス構築
- ④知財面の国際協力推進
- ⑤知財人材・文化の建設推進

“十四五”知識産権知財保護運用計画（知財十四五）

- ◆ 2021年10月28日、国務院は、「第十四次五カ年計画（十四五）期間における国家知的財産権保護と運用計画」を公表した。
- ◆ 本計画は、中期目標である「第十四次五カ年計画（2021年～2025年）」の知財特化版であり、2016年12月に作成された「十三五期間における国家知的財産権保護と運用計画（2016年～2020年）」の更新版となる。
- ◆ **知財十四五の5つの重点任务：**①知的財産権保護を全面的に強化し、全社会のイノベーション活力を奮い立たせる、②知的財産権の移転・転化の効果を向上させ、実体経済のイノベーション発展を支える、③イノベーションを促進し、国民により良い利益をもたらすために、ユーザーフレンドリーな知的財産権サービス体系を構築する、④知的財産権の国際協力の推進、サービス解放型の経済発展、⑤知的財産権の権利者の人材と文化の建設を推進し、事業発展の基礎を固める

「十四五」期間の知的財産権発展に関する8つの主要指標

	2020年	2025年	累積加算値	属性
1.人口1万人当たりの高価値発明専利の保有件数(件)－①	6.3	12	5.7	予期性
2.海外発明専利授權量(万件)	4	9	5	予期性
3.知的財産権担保融資の登記額(億元)－②	2180	3200	1020	予期性
4.知的財産権使用量の年間輸出入総額(億元)	3194.4	3500	305.6	予期性
5.専利集約型産業の付加価値のGDPに占める割合(%)	11.6 ③	13.0	1.4	予期性
6.版權産業の付加価値のGDPに占める割合(%)	7.39 ④	7.5	0.11	予期性
7.知的財産権保護に対する社会満足度(分)	80.05	82	1.95	予期性
8.知的財産権民事第一審案件服判息訴率(%)－⑤	—	85	—	予期性

注:

①「人口1万人当たりの高価値発明専利の保有件数」とは、人口1万人当たりの本国の住民が所有し、国家知識産権局の授權を経て下記のいずれかの条件に適合する有効な発明専利の数量を指す：1.戦略的新興産業の発明専利；2.海外にファミリー専利権を有する発明専利；3.維持期間が10年を超える発明専利；4.比較的高い質権設定融資金額を実現する発明専利；5.国家科学技術賞、中国専利賞を獲得する発明専利。

②「知的財産権担保融資の登記額」とは国家知識産権局が登録した知的財産権担保融資の登記額を指す。

③④は2019年値である。

⑤「服判息訴率」は、判決に従い更なる訴えをしないことを意味し、第一審案件に対して上訴しない割合を指標化したものと考えられる。

1. はじめに

2. 中国の知財政策

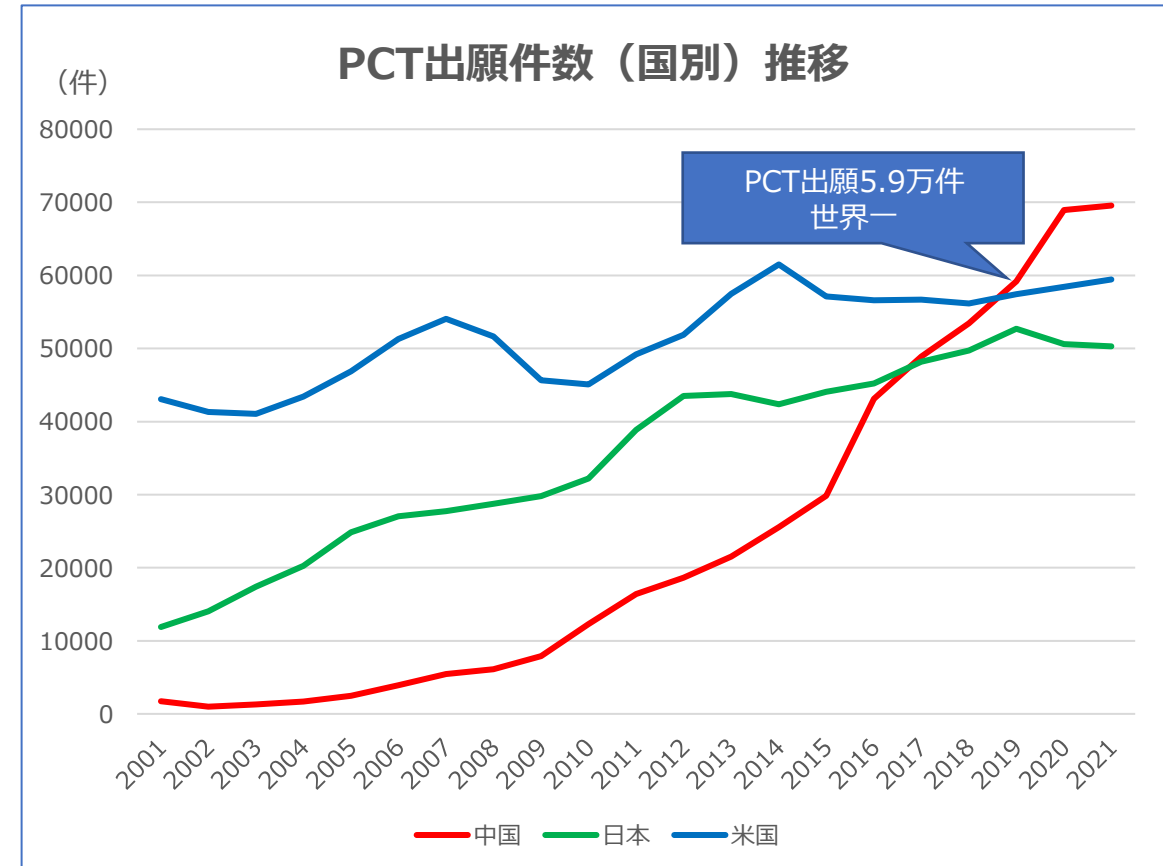
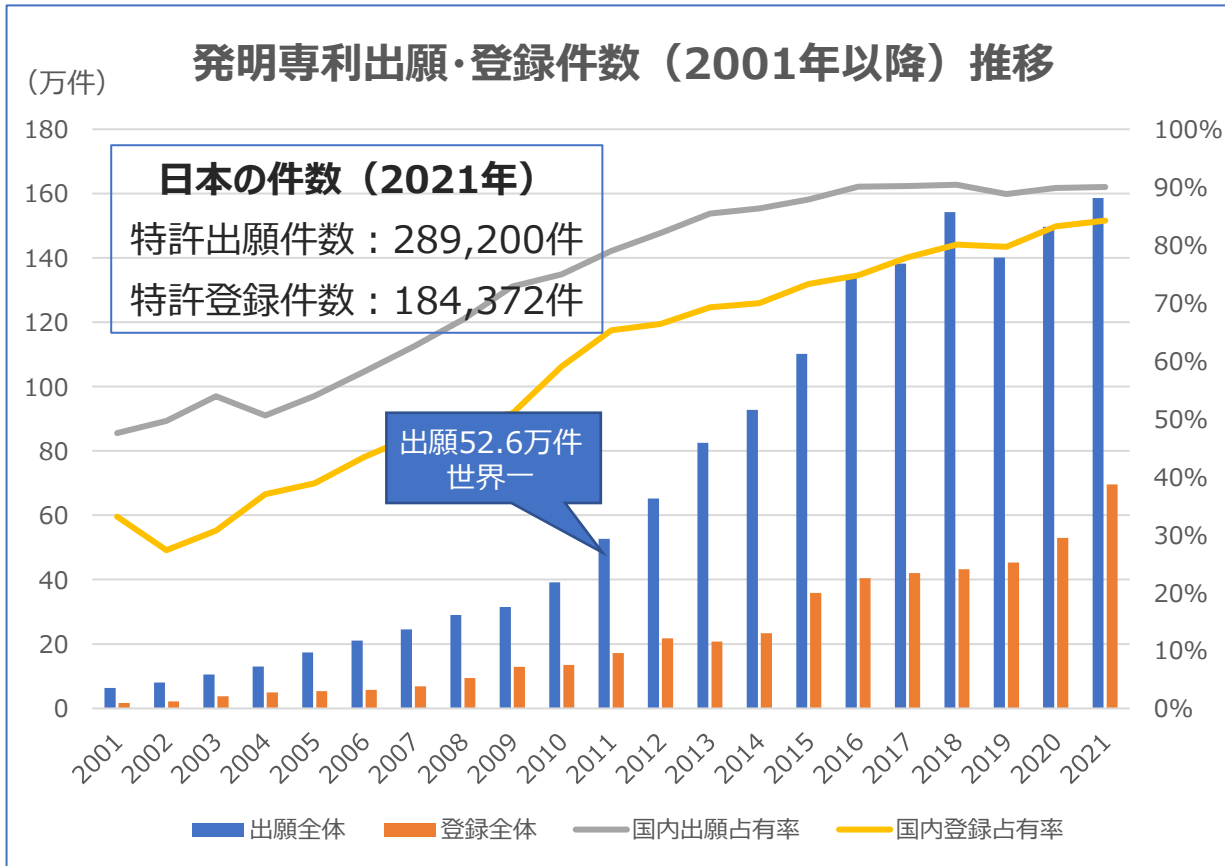
3. 統計から見る中国知財の動向

- ◆ 専利・商標の出願・審査動向
- ◆ 模倣品・取締り・訴訟の動向
- ◆ 知財活用動向
- ◆ 標準必須特許の動向

4. さいごに

【統計】 特許出願及び登録動向（2001年以降）

- ◆ 2001年以降、ほぼ一貫して特許（発明専利）出願、登録及びPCT出願は増加。特に**2010年以降は急増**。
- ◆ 2021年の出願件数は、**過去最高の158.6万件（前年比5.9%増）**。
- ◆ 特許登録の国内占有率は、近年、**特許出願の占有率に近づき、登録率が上がっている**。



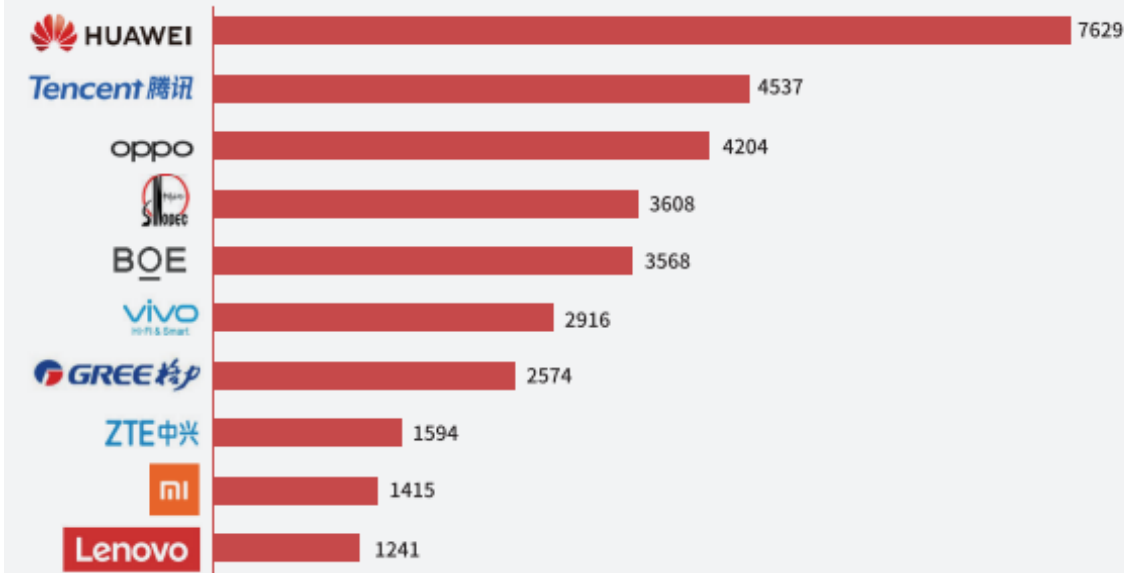
（出所）国家知識産権局「専利統計年報」、「知的財産権保護状況」、特許庁「特許行政年次報告書」、WIPO Statistics Databaseを基にジェトロ作成

【統計】 企業別特許の授権件数ランキング

- ◆ 国内企業の特許（発明専利）の授権件数ランキングについて、TOP10のラインナップは2020年と変わらず。
- ◆ 各トップ企業の件数は増加傾向にあり、特にテンセントの伸び率が64%増と著しかった。
- ◆ 外国企業ランキングについて、日本の企業ではトヨタ、三菱電機、本田、キヤノンの4社がTOP10に入った。

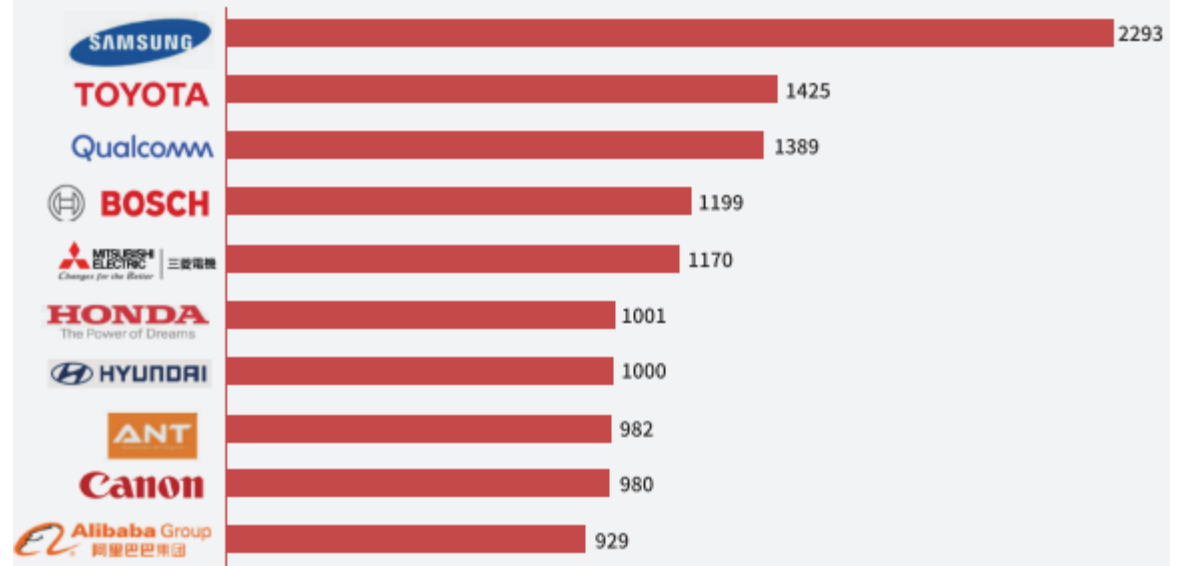
2021 年国内发明专利授权量居前十位的企业

(单位: 件)



2021 年国外在华发明专利授权量居前十位的企业

(单位: 件)



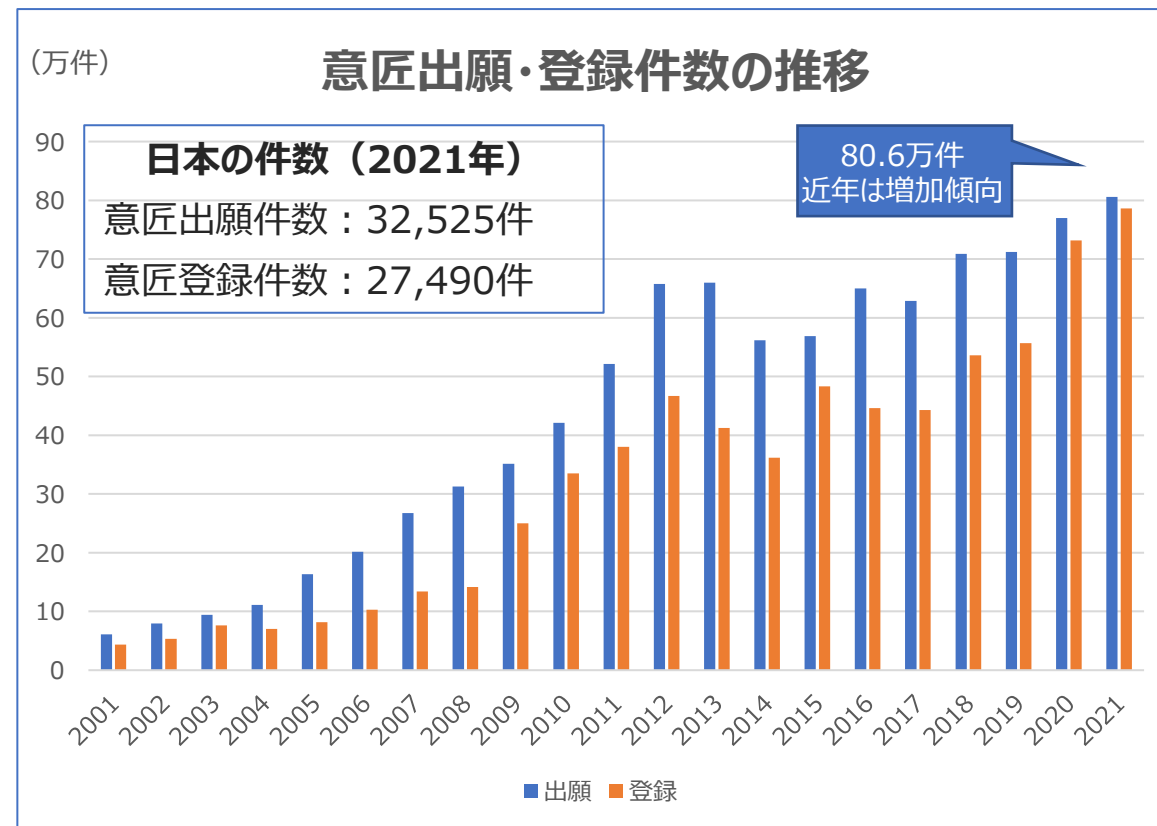
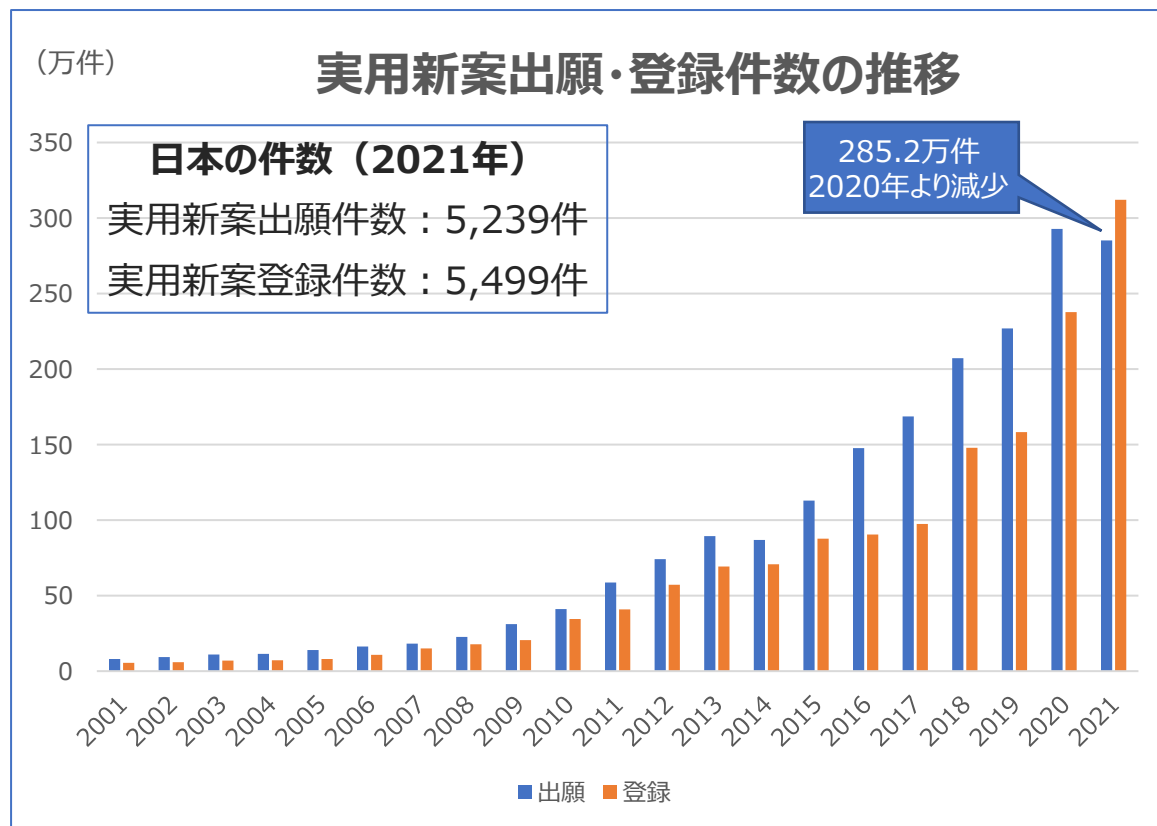
(統計資料出所) CNIPA公表「年度報告2021」より引用

【統計】 企業別PCT出願件数ランキング

順位 2021	企業名	国籍（地域）	主な商品	PCT件数 2020	PCT件数 2021
1位	華為技術/Huawei	中国（広東省深圳市）	通信機器・ソフトウェア	5464件	6952件
2位	クアルコム	米国	通信・半導体	2173件	3931件
3位	サムスン電子	韓国	家電・通信機器・半導体	3093件	3041件
4位	LG電子	韓国	家電・通信機器	2759件	2885件
5位	三菱電機	日本	総合電機	2810件	2673件
6位	欧珀移動/OPPO	中国（広東省東莞市）	通信機器	1801件	2208件
7位	京東方/BOE	中国（北京市）	ディスプレイ	1892件	1980件
8位	エリクソン	スウェーデン	通信	1989件	1877件
9位	ソニー	日本	総合電機	1793件	1789件
10位	パナソニック	日本	総合電機	1611件	1741件
11位	平安科技/PINGAN	中国（広東省深圳市）	インターネット・サービス	1304件	1564件
13位	中興通訊/ZTE	中国（広東省深圳市）	通信機器	1316件	1493件
16位	維沃移動/VIVO	中国（広東省東莞市）	通信機器	955件	1336件
20位	大疆創新/DJI	中国（広東省深圳市）	ドローン・ジンバル	1073件	1042件
29位	瑞声声学科技/AAC	中国（広東省深圳市）	音響機器	298件	679件
32位	武漢華星光電/CSOT	中国（湖北省武漢市）	ディスプレイ	872件	648件
33位	深圳華星光電/CSOT	中国（広東省深圳市）	ディスプレイ	872件	647件
42位	腾讯/Tencent	中国（広東省深圳市）	インターネット・サービス	470件	511件
46位	字節跳動/ByteDance	中国（北京市）	インターネット・サービス	719件	485件
48位	小米/Xiaomi	中国（北京市）	通信機器	457件	473件

【統計】 実用新案・意匠出願及び登録動向（2001年以降）

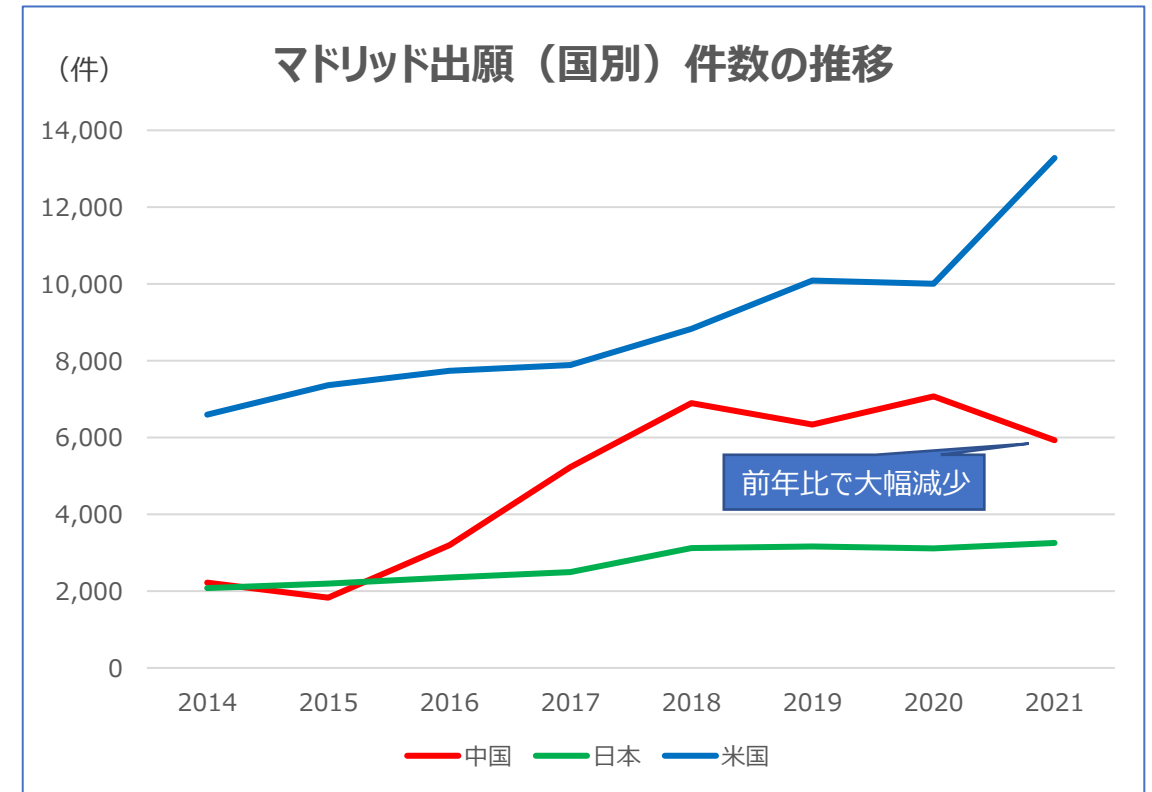
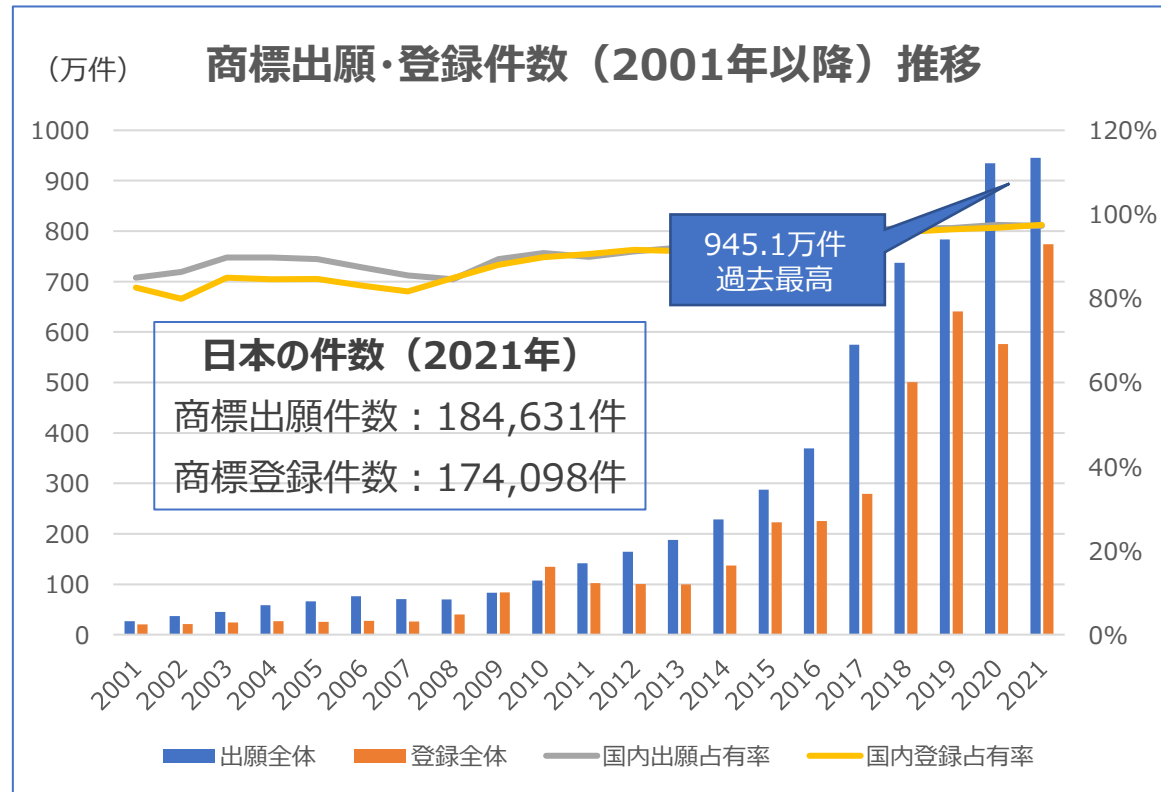
- ◆ 実用新案の2021年の出願件数は、285.2万件。過去最高件数であった前年（292.7万件）との比較ではわずかに減少。
- ◆ 意匠（外観設計専利）の2021年の出願件数は、80.6万件で前年比4.6%増。過去最高件数を記録した。



(出所) 国家知識産権局「専利統計年報」、「知的財産権保護状況」、特許庁「特許行政年次報告書」、を基にジェトロ作成

【統計】 商標出願及び登録動向（2001年以降）

- ◆ 2000年代は商標出願及び登録はほぼ横ばい状態だが、**2010年後半から急増**。
- ◆ 2021年の商標の出願件数は、945.1万件で前年同期比約1.1%増。**過去最高件数を更新**。
- ◆ 商標の国際出願（マドプロ出願）は、2021年で5,928件と国別で2位。ただし、**大幅に減少**。



（出所） 国家知識産権局「知的財産権保護状況」、「中国商標ブランド戦略年度発展報告2017」、Madrid Annual Reportを基にジェトロ作成

【課題】 出願の急増の弊害

- ✓ 大量出願による**非正常専利出願・悪意の商標出願の発生**
(全世界における2019年中国出願の割合→特許：約44%、意匠：約51%、商標：約55%)
- ✓ 海外からの出願適正化に対するプレッシャー
(USPTO報告書(2021年1月)では中国出願奨励・補助政策が国内外の登録機関を弱体化と指摘)
- ✓ 限られたリソースで多くの出願の審査をすることによって生じる**審査の品質の低下**

イン対策及びアウト対策の両面からの検討が必要

大量出願の背景

- 国家目標に基づいたノルマ
- 出願・登録に対する報奨、補助
- ハイテク企業認定によるインセンティブ
- 低すぎる出願費用(官費・代理費用)

【課題】 中国の冒認商標問題

- ◆ 数多くの出願の中には、**他人の商標を悪意をもって先取り出願した「冒認商標出願」**が一定数含まれており、日本企業が冒認商標の問題に巻き込まれたことが、日本で報道される機会も多くなっている。

「無印良品」の商標訴訟、良品計画が敗訴 中国

2019/12/19(木) 16:24配信



上海淮海路にある「無印良品」旗艦店（2018年11月9日撮影、資料写真）。

【CNS】北京市高級人民法院は先ごろ、「無印良品」をめぐる商標侵害の訴訟で最終判決を下した。日本の良品計画（Ryohin Keikaku）およびその子会社に対し、北京棉田（Miantian）紡織品の北京無印良品登録商標権に対する侵害を停止するとともに、その権利侵害の影響を消し去り、損害賠償金50万元（約780万円）と諸費用12万6000元（約200万円）を支払うよう命じた。

https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20191219-03260149-clc_cns-cn

天印良品

VS

無印良品

中国企業に出願された「くまモン」と酷似するキャラクターの出願
「中国国家知識産権局商標局 中国商標網」より引用

【参考】 悪意の商標出願に関する問い合わせ

- ◆ JETRO北京知財部が受ける相談の中で、「悪意の商標出願」と「模倣品」に関する相談件数が最も多い
- ◆ 商標出願の件数が増加する中、悪意の商標出願に関する相談は増加している
- ◆ いわゆる大手企業の有名な商標だけでなく、地方の特産品やお酒の名称、アニメや漫画のキャラクター名等が出願されることも多くある

<典型的な相談例>

- 日本で売れ行きが好調な商品があり、中国への展開を見据えて商品名を商標出願をしようとしたところ、中国の企業に既に商標出願されていることが発覚した。日本では商標権を取得していたものの、中国での販売実績もないため、中国での商標登録はしていなかった。
- 日本の「〇〇」という地名について、地名は商標登録ができないと聞いていたので、出願はしていなかったが、中国の企業が出願し、登録されていることが発覚した。そのような地名を含む商標を使った場合、侵害になってしまうのか。
- 自社が考案したキャラクターについて、中国の企業が勝手に出願し、商標登録されていることが発覚した。登録を無効にする方法はないか。

【商標登録されている都道府県名】

青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、**富山**、石川、福井、長野、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、大分、宮崎（2021年12月末現在）

【中国における「鬼滅の刃」の冒認商標出願】（出所）国家知識産権局商標局商標網

42713169	18	2019年11月29日	鬼滅之刃	泉州市堡垒之夜电子商务有限公司
41185805	25	2019年09月20日	鬼滅之刃	王麒钧
36236679	9	2019年01月30日	鬼滅之刃	成都晨龙网络科技有限公司
36236678	35	2019年01月30日	鬼滅之刃	成都晨龙网络科技有限公司
36236677	41	2019年01月30日	鬼滅之刃	成都晨龙网络科技有限公司
36236676	42	2019年01月30日	鬼滅之刃	成都晨龙网络科技有限公司

2007年

専利出願行為の規範化に関する若干の規定（2007年10月1日施行）

<非正常出願行為>

- ・ 同一内容の出願、剽窃する出願、専利代理機構が関わる当該出願

2017年

「専利出願行為の規範化に関する若干の規定」の改定（2017年4月1日施行）

<非正常出願行為>

- ・ 上記3つに加え、複数の異なる材料等を切り替え又は寄せ集めの出願、実験データ等が捏造された出願、コンピューター技術等を利用してランダムに施品形状等を生成する出願を追加

2021年

専利出願行為の更なる厳格な規範化に関する国家知識産権局の通知（2021年1月27日公表）

<非正常出願行為>

- ・ 上記6つに加え、分散出願、研究開発能力に合致しない出願、異常な転売行為、複雑な構造で単純な機能実現をする出願、誠実信用原則に違反する行為を追加

<インセンティブへの対応>

- ・ 2025年までに、地方は**授權後の資金補助**（PCT、り国外で授權された専利を含む）を段階的に縮小し、全面的に取り消す。

藍天行動
を推進**2022年**専利出願行為の規範化に関する**弁法**
（2021年3月12日公表）専利出願行為の規範化に関する若干の規定
の改正草案（2021年5月6日公表）専利出願行為の持続的厳格化・規範化に関
する通知（2022年1月25日公表）知的財産権信用管理規定（2022年1月27
日公表）

専利出願行為の規範化に関する弁法（2021年3月12日公表）

<非正常出願の類型行為>

一）発明創造内容が明らかに同じであるか、又は実質的に異なる発明創造の特徴又は要素の単純な組み合わせや変化によって形成された複数の専利出願を同時又は前後して提出する場合。

二）提出された専利出願には、発明創造内容、実験データ又は技術的効果の捏造、偽造及び変造、従来技術又は従来考案の剽窃、簡単な切り替え及び寄せ集めなどのような状況が存在する場合。

三）提出された専利出願の発明創造が、明らかに出願人、発明者の実際の研究開発能力及び資源的条件と一致しない場合。

四）提出された複数の専利出願の発明創造内容が、主にコンピュータプログラム又は他の技術を用いてランダムに生成されたものである場合。

五）提出された専利出願の発明創造が、特許性審査を回避するために意図的に形成された、明らかに技術的改善又は考案の常識に適合しない、若しくは実際に保護価値を持たない劣化、羅列、不必要な保護範囲縮小の発明創造、又は検索と審査の価値を一切持たない内容である場合。

六）非正常専利出願行為に対する規制措置から逃れるために、実質的に特定の単位、個人又は住所に関連している複数の専利出願を分散、前後して又は遠隔地に提出する場合。

七）専利技術、考案の実施又はその他の正当な目的を目的とせず、専利出願権又は専利権を転売する、又は発明者、考案者を虚偽に変更する場合。

八）専利代理機関、専利代理師又は他の機関若しくは個人が他人を代理、誘導、教唆し若しくは他人と共謀して、各種の非正常専利出願行為を行う場合。

九）誠実信用の原則に違反し、正常な専利事業秩序を乱す他の非正常専利出願 行為及び関連行為。

知財法律事務所における経験によれば、
以下の状況が見て取れる。

- (1) **日系企業に対して非正常出願通知は通知されていない模様。**
- (2) **CNIPAから本弁法に基づいた通知、地方知識産権局からメール、電話による通知があり、AI技術による自動抽出（例：技術分野の依存はなし）。**
- (3) 通知に対して**不服申し立て可能**であり、①各案件の技術的内容や効果の違い、②出願の意図や研究開発・実施状況、③発明件数の理由などを主張し、裏付ける証拠を併せて提出するとよい。
- (4) **上記反論により通知を撤回可能。**

【政策】 悪意の商標出願に対する中国政府の対応

商標法の一部改正（2019年11月1日施行）

- **使用を目的としない悪意出願を拒絶する旨を明記**

＜第四条＞

自然人、法人又はその他の組織が、生産経営活動において、その商品又は役務について商標専用権を取得する必要がある場合には、商標局に商標登録を出願しなければならない。

使用を目的としない悪意のある商標登録出願は拒絶しなければならない。

- 使用を目的としない商標登録出願を引受ける代理行為への行政処罰化
- その他、侵害行為に対する懲罰強化

商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定（2019年12月1日施行）

- 2019年11月1日に施行された改正商標法を徹底し、商標登録出願行為の規範化と悪意による出願の規制、商標登録管理秩序の維持を図るためのもの。

商標審査及び審理指南（2022年1月1日施行）

- 方式審査に関連した基準が新たに追加され、方式審査に関連した上編と実体審査・審理に関連した下編からなる。
- 2019年に改正・施行となった最新の商標法に対応したもの：
 - ✓ 改正法4条で新たに規定された「使用を目的としない悪意の商標登録出願」の該当要件や審査において考慮すべき要素を規定

CNIPA「悪意による商標の冒認出願行為に対する取締り特別行動計画」

（2021年3月15日公表）

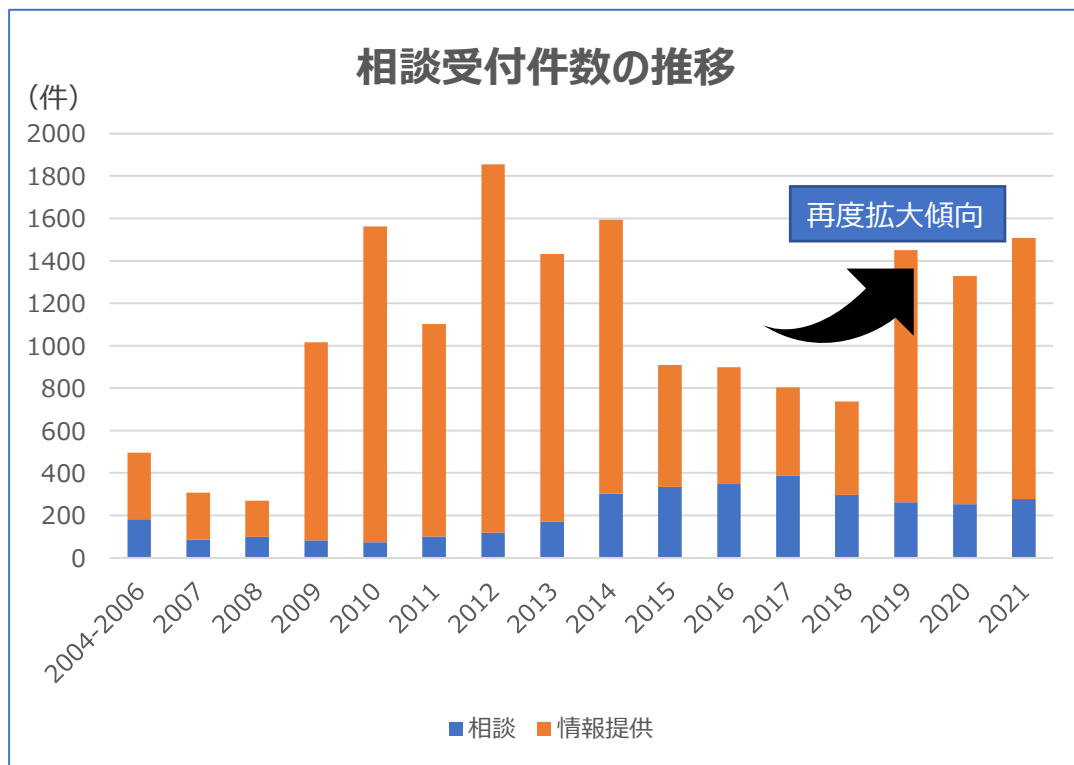
- 3月～12月に特別行動を実施
- 社会的悪影響を与える商標冒認出願に対して、商標局、各地域の知的財産権管理部門、商標協作センターは取締りを実施する。



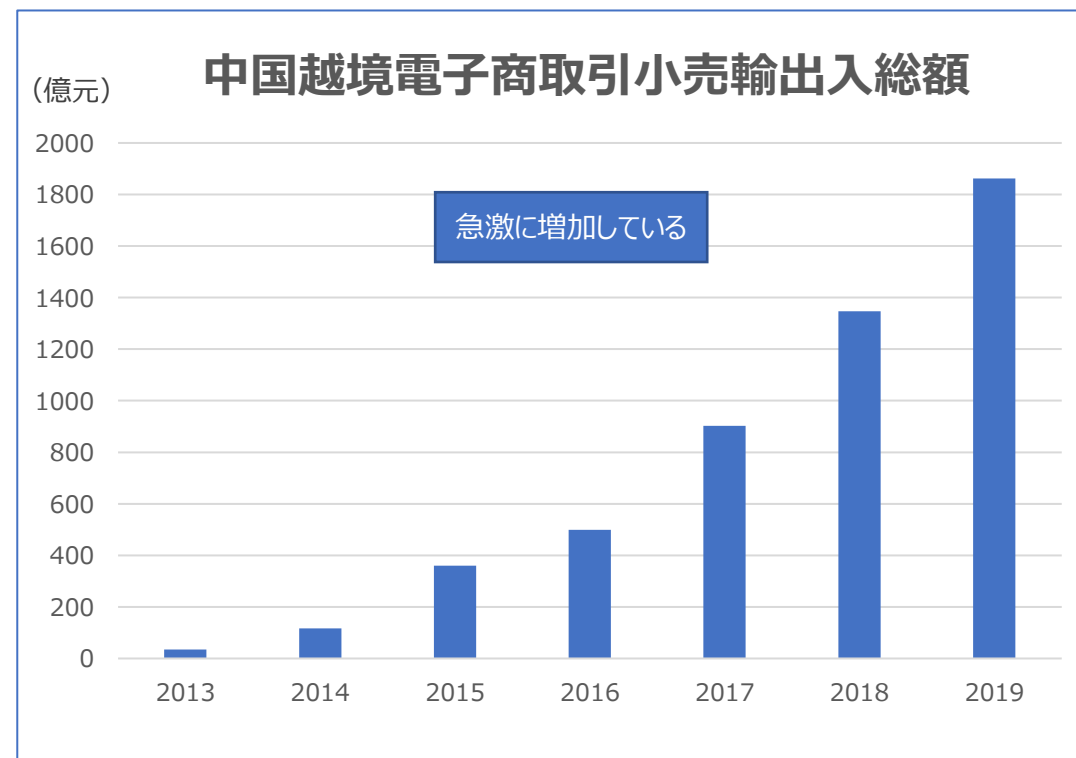
- 2021年悪意の商標登録出願48.2万件を処理
- 職権による自発的な無効宣告を行った登録商標は1.7千件

【統計】 依然深刻な模倣品侵害

- ◆ 模倣品被害の相談・情報提供は2009年～2014年に多く寄せられた。また**2010年代後半も再度増加傾向**。
- ◆ 2021年の製造（発生）国・地域が判明している相談のうち、項目ベースで**中国（香港を含む）が製造（発生）地である案件が多い**。
- ◆ 中国における越境電子商取引の小売輸出入総額は**2010年代後半に急増**しており、上記相談件数の急増は活発な電子商取引との関連が考えられる。



（出所）政府模倣品・海賊版対策総合窓口
「模倣品・海賊版対策の相談業務に関する年次報告（2022年版）」



（出所）中国商務部「中国電子商務報告」を基にジェトロ作成

- ◆ 近年の傾向としては、**模倣の巧妙化**、ネットショッピングの拡大に伴う**少量化・小口化**が挙げられる。
- ◆ 伝統的なブランド品のデッドコピー品だけでなく、電化製品・精密機械等の製造技術が求められる模倣品も増加
- ◆ 大手ECサイトにおける模倣品対策が進む一方、**中小規模のECサイトの対応は必ずしも十分ではない状況**

模倣品がなくなる背景

- ECやSNSの発達に伴う参入障壁の低さ（市場の存在）
- 依然として低い知財保護に係る意識
- 一部の地域に残る地方保護主義
- 権利侵害への対応に要するコストの高さ

イヤホン（意匠権）



スニーカー（商標権）



財布（商標権）



運動用ユニフォーム（商標権）



ゲーム用操作器（意匠権）



出所：財務省ウェブサイト「令和元年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」

【参考】 侵害事件対応の類型

- ◆ オンライン特有の対応方法として、**ECプラットフォームに対する侵害リンク削除申請は初歩的な対応として利用。**
- ◆ オフライン対応として、私的救済（警告・交渉）、司法ルート（民事訴訟）、行政ルート（行政摘発）及び刑事ルート（刑事告発）の手段が採用可能。

小

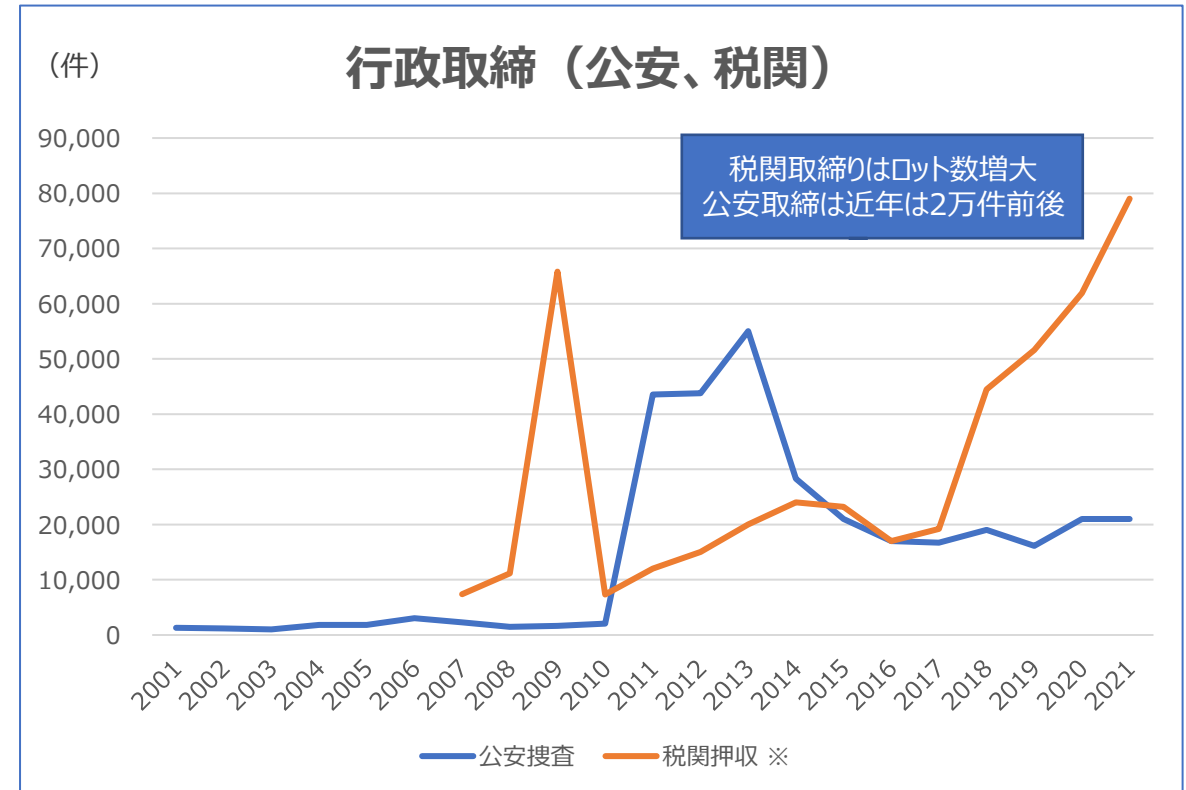
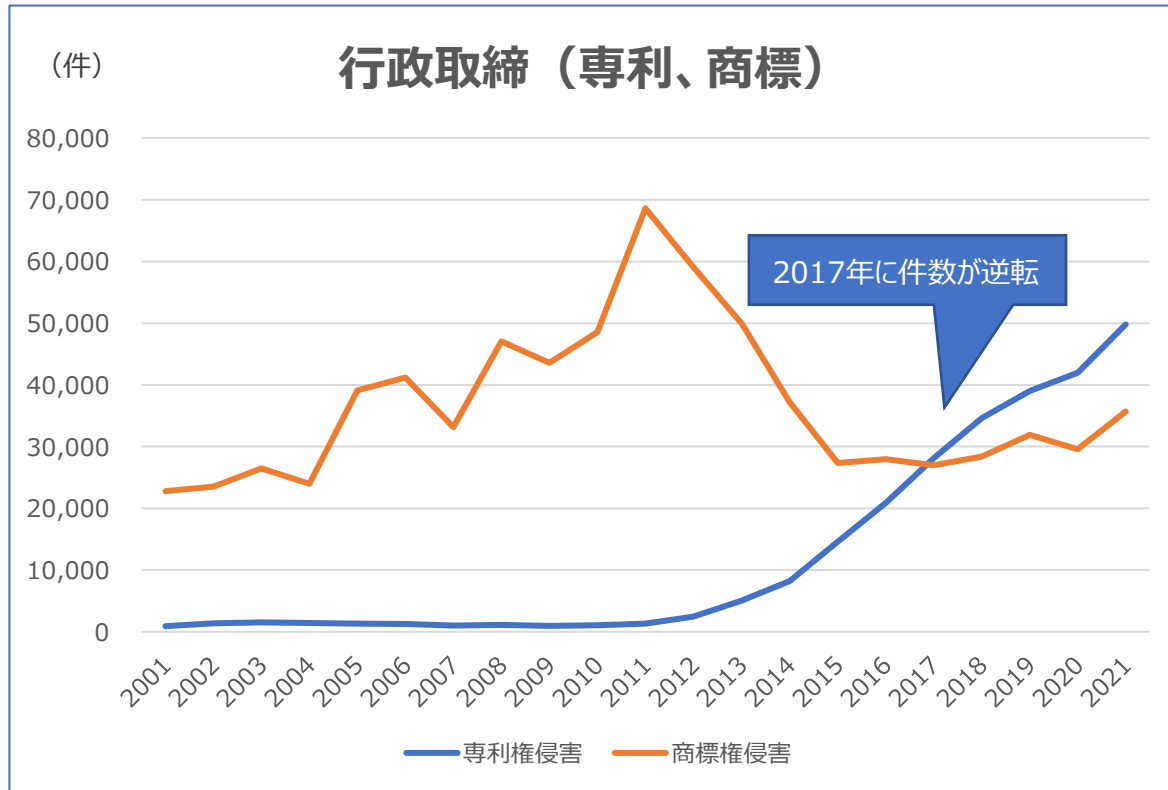
負担感

大

名称	コスト	周期	効果	デメリット等
オンラインクレームの提出	かなり低い	2週間程度	リンク閉鎖	相手側による異議が認められた場合、リンク閉鎖できない
警告状	低い	1ヵ月程度	侵害停止	相手側が対応しない場合、別の方法での対応が必要になる
行政摘発	訴訟より低い	3～6ヶ月程度	侵害停止と侵害者への行政処罰	デッドコピーへの対応は期待できるが、類似の範囲の侵害対応には慎重な傾向
民事訴訟	高い	1年以上	侵害停止と賠償金	侵害判断のレベルが最も高く、賠償金を得ることもできるがコストも高くなる。
刑事告発	訴訟より低い	3～6ヶ月程度	侵害停止と侵害者への刑事罰	情状が嚴重であるデッドコピーの事件に限られ、対象となる事件の範囲が狭い

【統計】 行政機関における取締り状況（2001年以降）

- ◆ 行政取締（専利、商標）は、専利権侵害取締が2010年以降増加しているのに対して、商標権侵害は2010年以降減少・横ばい状態となり、**2017年に件数は逆転**している。
- ◆ 税関取締は、**2010年以降、小口化が進みロット数は増加傾向**（「藍網行動」（郵便ルート）も実施）。



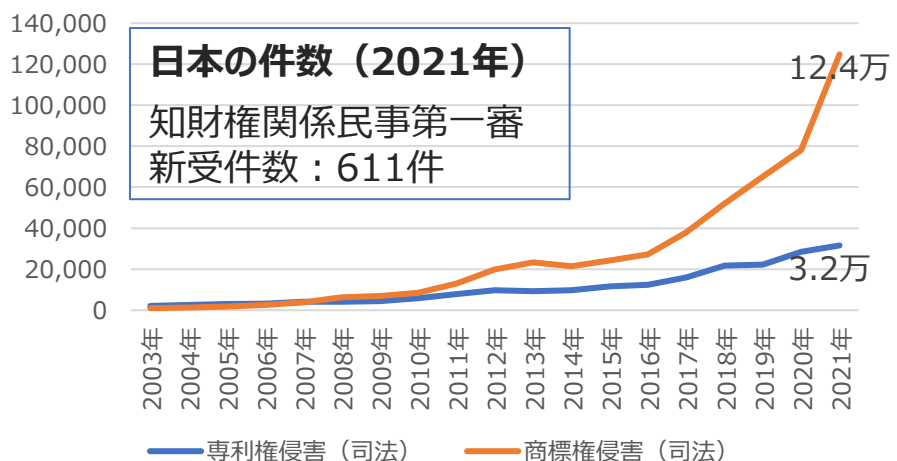
（出所）国家知識産権局「知的財産権保護状況」

※ロット数（インボイス単位）

【統計】 知的財産関連訴訟の動向

- ◆ 2021年に全国人民法院が受理・結審した知的財産関連案件について、民事及び行政第二審の受理件数を除き、**民事・行政・刑事の受理・結審件数ともに増加傾向**を維持している。
- ◆ 民事第一審受理案件の大半を著作権関連案件が占めるが、**商標・専利関連案件も持続的に増加**している。

民事第一審受理案件（専利・商標）



【2021年における民事第一審新規受理案件の内訳】

・著作権	360,489件	・不正競争	8,419件
・商標	124,716件	・技術契約	4,015件
・専利	31,618件	・その他	21,006件

（出所）国家知識産権局「2021年中国知的財産権保護状況」
知的財産高等裁判所ウェブサイト

全国の人民法院の各種知的財産関連事件

		一審		二審		最高人民法院	
		受理	結審	受理	結審	受理	結審
民事	件数	550,263	515,861	49,084	45,468	4,243	3,557
	前年比	24.12%増	16.52%増	14.22%増	4.5%増	22.28%増	9.11%増
行政	件数	20,563	19,342	8,215	7,418	2,852	2,487
	前年比	11.37%増	7.8%増	34.85%増	19.97%増	49.4%増	43.34%増
刑事	件数	6,276	6,046	1,050	997		
	前年比	13.2%増	9.53%増	20.83%増	16.74%増		

（出所）国家知識産権局「2021年中国知的財産権保護状況」

最高人民法院知識産権法廷の受理・結審件数

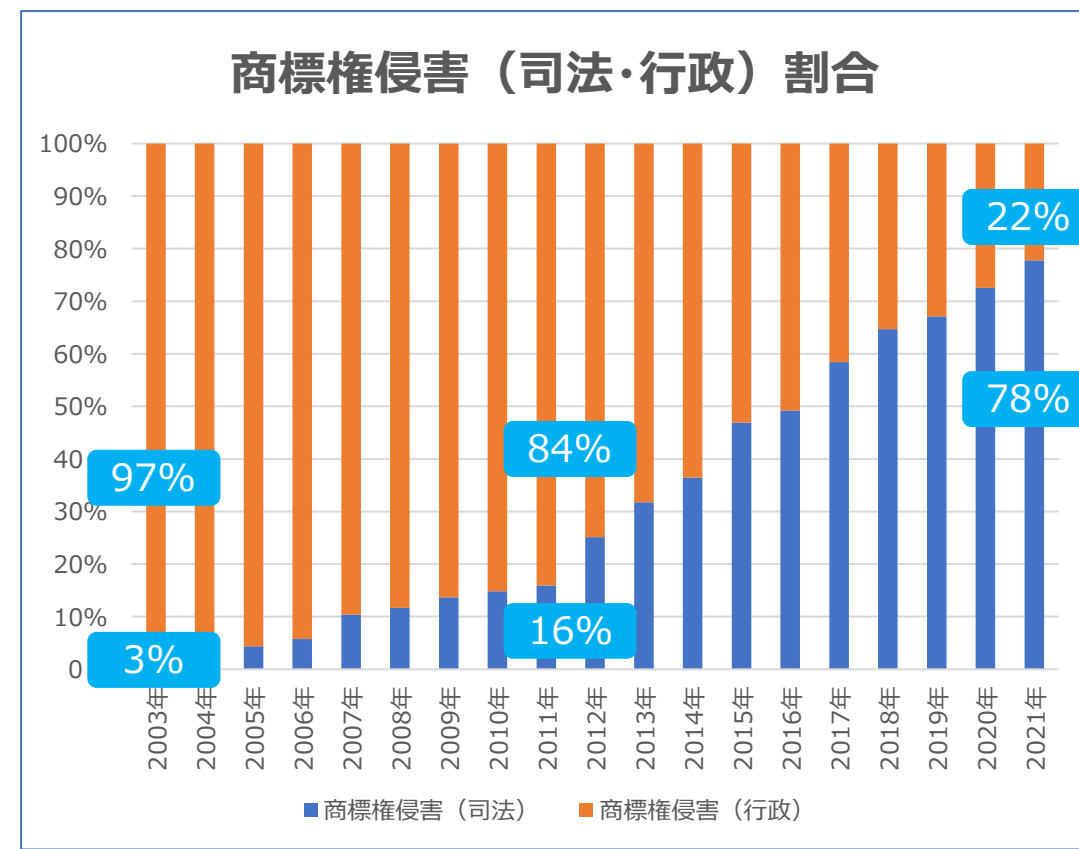
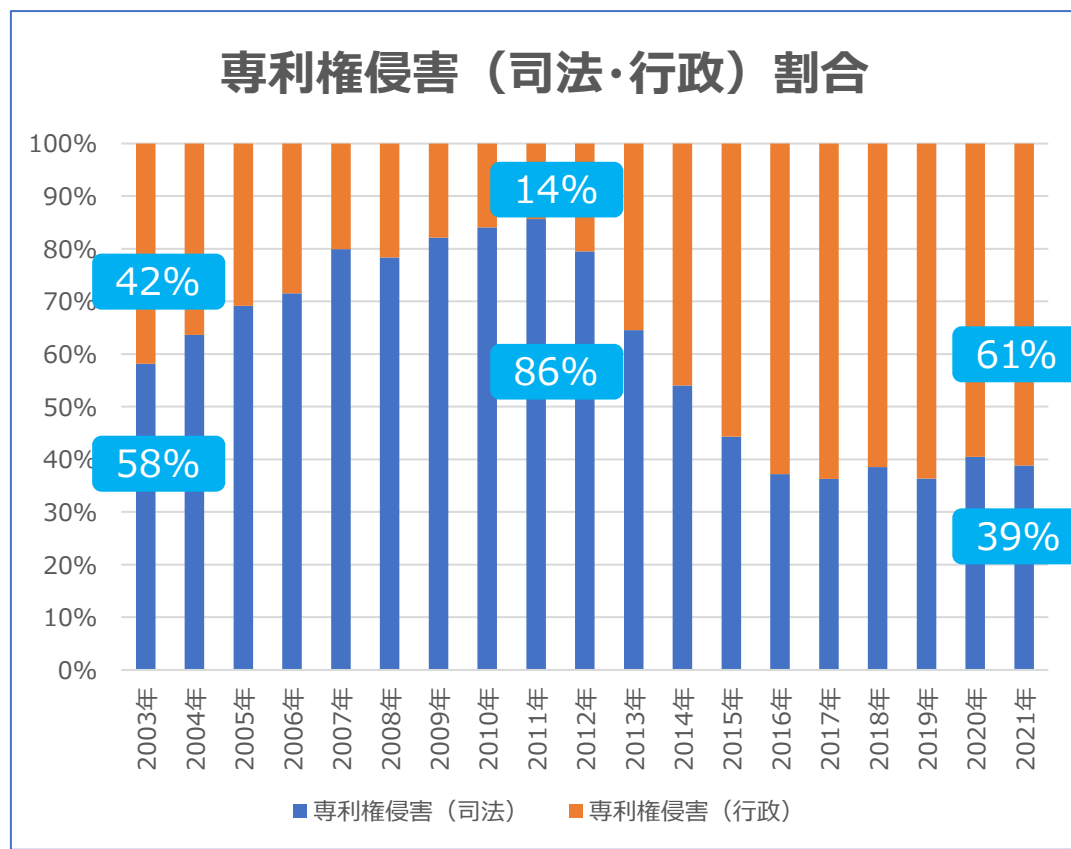
		受理	結審
民事二審	件数	2,569件	2,023件
	前年比	31.8%増	16.1%増
行政二審	件数	1,290件	971件
	前年比	92.5%増	96.6%増

※新規受理した外国、台湾、香港、マカオに関する事件は前年比16.2%増の437件で、全体の10.1%を占める（内訳は民事二審事件が176件、行政事件が261件）。

（出所）最高人民法院知識産権法廷 2021年 年次報告

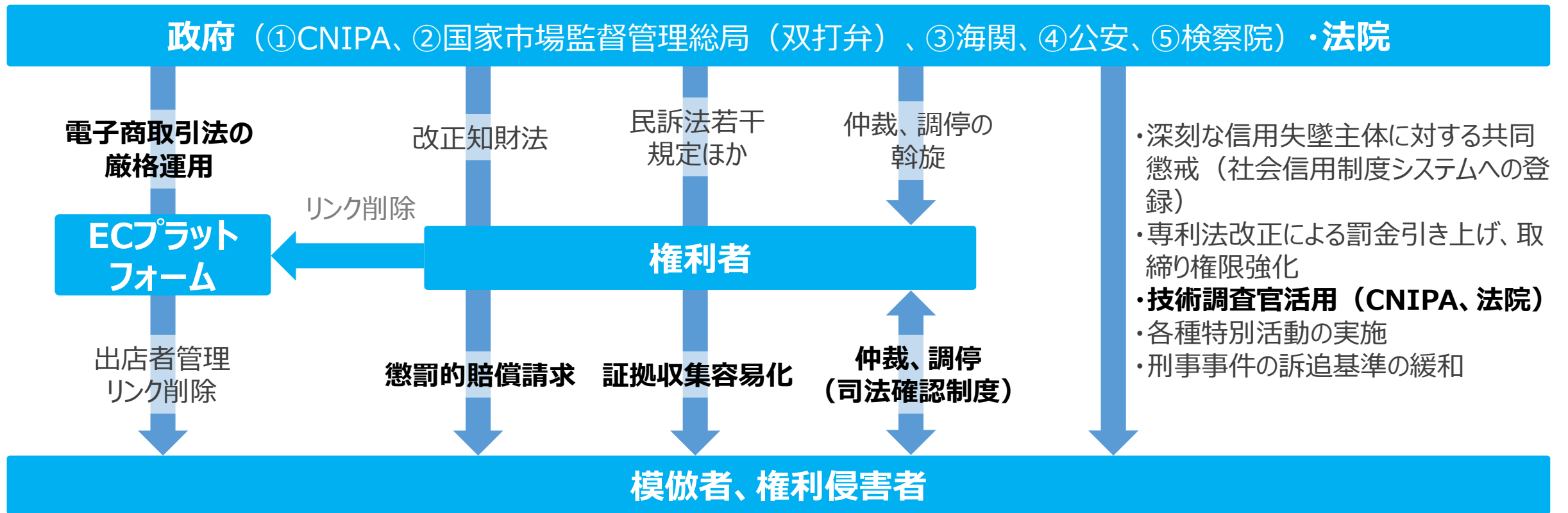
【統計】 知的財産関連訴訟と行政取締の割合

- ◆ 専利権侵害は、**2003年以降司法解決が優勢であったが、現在は行政取締を選択する傾向**にある。
- ◆ 一方、商標権侵害は、**2003年以降行政手段が優勢であったが、現在は司法解決を選択する傾向**にある。
- ◆ 背景としては、懲罰的賠償制度の導入、模倣品の巧妙化、制度充実化などが挙げられる。



（出所）国家知識産権局「知的財産権保護状況」を基にジェトロ作成

【政策】 侵害対応についての中国政府の取り組み（全体像）



＜政府における対応＞

- ①2022年全国知的財産権行政保護作業計画を公表し、**専利侵害行政裁決**や、商標保護に対する業務指導の強化を明らかに。
- ②民生分野において重点的に鉄拳行動を実施し、**北京-天津-河北省市場監督管理法執行協力メカニズム**を締結等を推進。
独占禁止法を担当する**国家反壟断局（独占禁止局）**を設立。
- ③知的財産権や商標を知的に識別できる次世代検査管理端末の開発と応用に取り組み、「**インテリジェント税関**」を構築。
- ④「崑崙2021」特別行動により、ライブコマース、オンライン店舗、WeChatアカウント、ショートビデオ等の模倣品販売ルートを取締り。
- ⑤最高検察院は知財専門案件を専門部署で対応するために、知的財産権検察弁公室を設立（2020年11月）。

マニュアル要約



＜内容＞

- ・行政、司法、刑事、その他（私的救済）の概要と具体的な対応方法
- ・ECプラットフォームにおける模倣品対策の概要とリンク削除の申請方法



https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/manual_summary_202103.pdf

- ・マニュアル本体については以下参照

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/manual_202103_rev.pdf

中国における知的財産権保護に関する啓発用チラシ



＜内容＞

- ・中国知財保護の要点を5分野（商標出願編、越境EC編、営業秘密保護編、技術契約編、著作権編）に分けて網羅
- ・中国でビジネス活動を行う際、各分野における留意点について分かりやすく解説



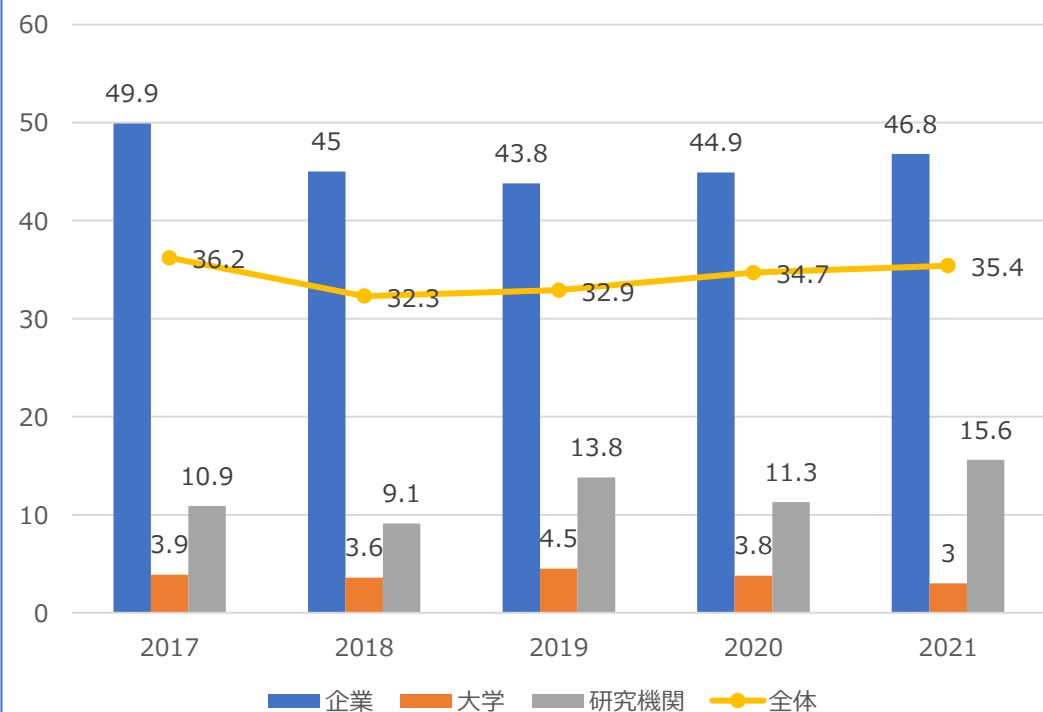
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/notice/2021/d6f2692c82683463.html>

（左チラシは技術契約編）

【統計】 知財活用動向

- ◆ 特許の産業化率は、緩やかな上昇傾向。特許では3割超。大学の特許の産業化率は比較的低め。
- ◆ 特許のライセンス件数も、上昇傾向。
- ◆ 技術契約額は、総額もGDP比も、増加傾向。

特許（発明特許）の産業化率



注：産業化率とは、製品の市場投入を通じて使用された特許数／所有している有効な特許数、の割合。アンケート調査による結果。

（出所）国家知識産権局「2021年中国特許調査報告」を基にジェトロ作成

特許のライセンス件数

	2017年～2021年平均	2021年
契約件数	2699	4271
特許権件数	8042 (うち特許：実用新案：意匠 = 51.3%：37.1%：11.6%)	16125 (うち特許：実用新案：意匠 = 51.8%：35.5%：12.7%)

注：中国では特許法実施細則第14条に基づき、ライセンス契約をCNIPAに届け出る必要がある。ただし、実務上登録されないケースもある。

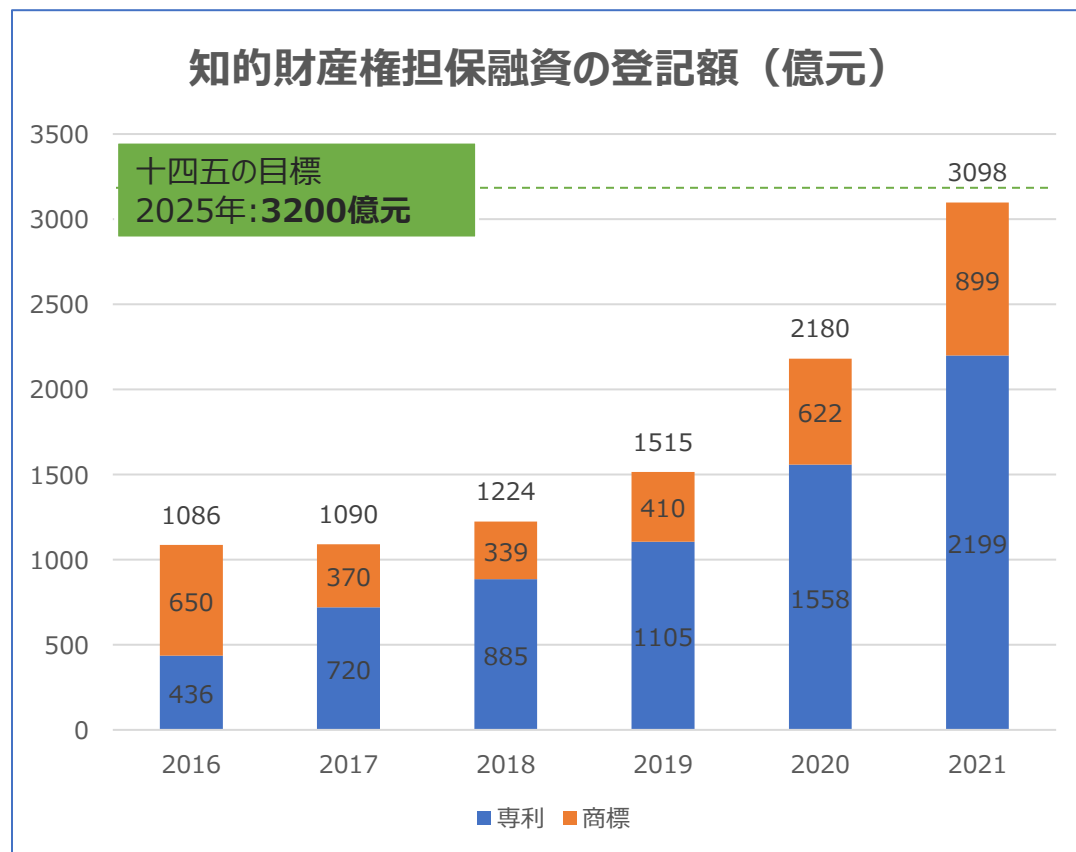
技術契約額



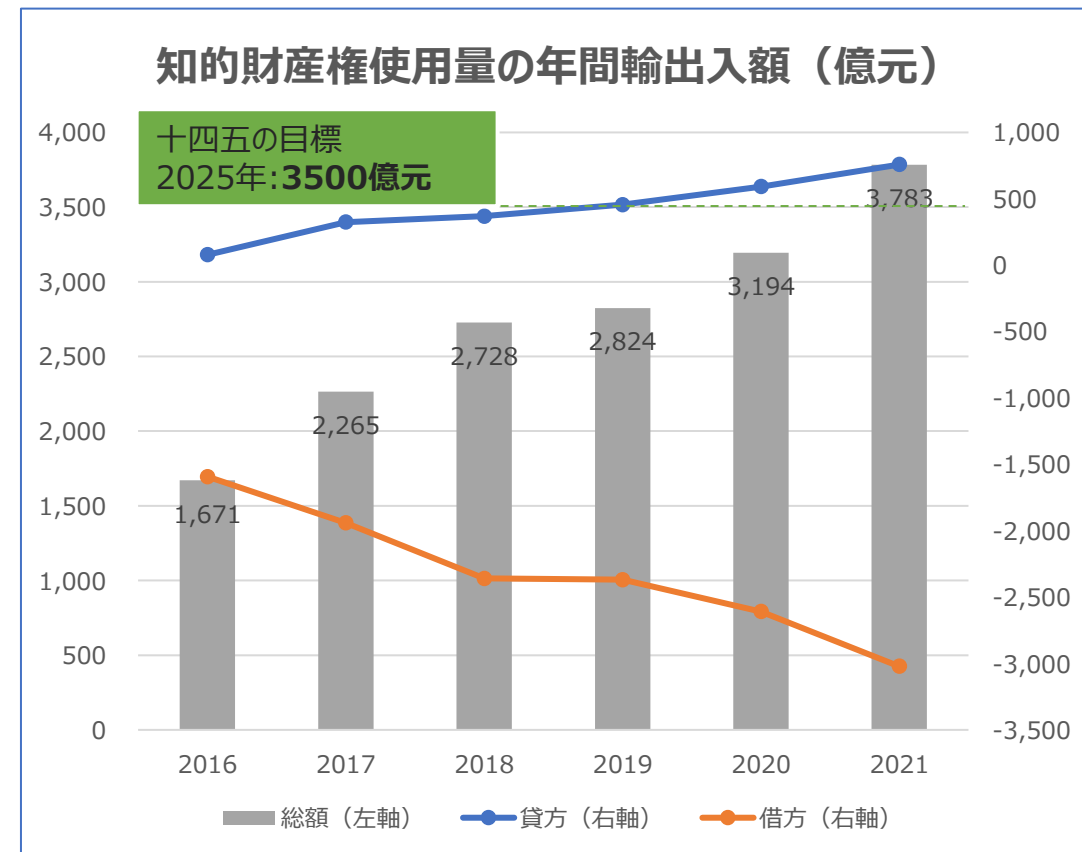
（出所）国家知識産権局「2021年及び最近5年に届出された特許ライセンス契約関連実施料率データ」及び科学技術部「全国技術市場統計年報」を基にジェトロ作成

【統計】 知財活用の動向

- ◆「第十四次五カ年計画（十四五）期間における国家知的財産権保護と運用計画」の知財活用関連指標である知財担保融資の登記額及び知財使用量の輸出入総額は、増加傾向。2025年目標を達成見込み。



（出所）国家知識産権局「年度報告2021」を基にジェトロ作成



（出所）国家知識産権局「年度報告2021」及び
国家外貨管理局「中国国際収支バランスシート時系列」を基にジェトロ作成

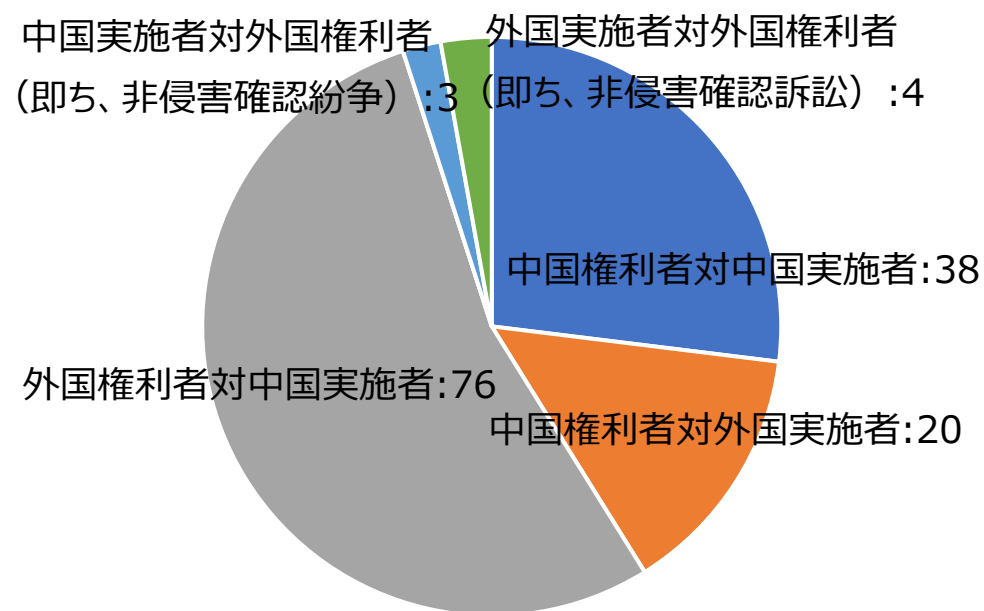
- 知財金融（担保融資・保険、証券化、価値評価）
- 専利開放許諾制度（中国版ライセンス・オブ・ライト）導入
- 大学知財活用
- 専利導航（中国版IPランドスケープ）
- 知財活用のDX化（ビックデータセンターの整備、知財データ標準化など）
- 知財マネジメント
 - 中国提案ISO56005（2020年11月）→国家標準化
 - 企業知財管理規範（国家標準,2013年）→改正：企業知財コンプライアンスマネジメントシステム（国家標準,2022年意見募集）
 - 企業知財保護指南（CNIPA,2022年4月）、企業知財管理規範（北京市地方標準,2021年7月）
 - 企業知財コンプラ標準手引（CAICT,上海市浦東新区人民検察院,2021年12月）、
 - 企業知財国際コンプラ管理規範（広東省地方標準,2022年4月）など
- 上場ルールにおける知財開示（知財情報の開示関連規定の厳格実施など）

- ◆ 5G標準必須特許の宣言数又は保有数における中国企業の割合は高い。
- ◆ 標準必須特許の訴訟はグローバルに展開。中国でも関連訴訟が多数。ただし、これまでは中国企業が権利者としての訴訟は少ない。

- サイバー創研 2022年6月発表
5GのSEP保有数 → 中国企業6社合計で約**26%**
- Iplytics 2022年6月発表
5GのSEP保有数（US又はEPで特許付与）
→ 中国企業合計で約**26.8%**
- Iplytics 2021年11月発表
5GのSEP宣言パテントファミリー数 → 中国企業8社合計で約**40.9%**
- 国家知識産権局知識産権発展研究中心 2022年6月発表
5GのSEP宣言パテントファミリー数 → 中国企業合計で約**39.9%**
- Market Research Future 2022年10月発表
6GのSEP宣言特許出願数 → 中国企業合計で約**50%**

（注：定義によって結果は変わり得る）

中国SEP侵害訴訟状況
（2012/1/1~2021/12/31）



（出所）ジェトロ「中国裁判における標準必須特許（SEP）に係る法令・凡例調査及び域外適用の影響に関する研究調査」

禁訴令（ASI）

訴訟管轄権の衝突が発生した際、ある国の裁判所が、当事者が他国の裁判所での訴訟等の開始・継続・執行を禁止する命令。中国では行為保全（中国民事訴訟法第100条・101条）として実施。

ライセンス料率判断の管轄権紛争

確認訴訟・侵害訴訟において、ある国の裁判所が他国の特許権・市場に基づく（含む）ライセンス料率を訴訟で決定することができるか否かの争い。

2021年2月 最高法院、華為 vs Conversantの「禁訴令」判決（2020年8月）を2020年10大典型事例に

※ドイツでの並行訴訟の地裁判決（侵害認定）の執行申請を罰金付きで禁止する命令

2021年8月 最高法院、OPPO vs シャープにおいて、グローバルライセンス料率に関する管轄権について判示

2022年9月 最高法院、OPPO vs ノキアにおいて、5Gグローバルライセンス料率に関する管轄権について判示

禁訴令に対する最高法院の公式見解

- ① フォーラム・ショッピングや悪意ある訴訟の防止・**国家の司法主権の保護、中国訴訟当事者への法的武器の付与**
- ② 国際紛争の**管轄権とルール・メイキングの主導権争い**
- ③ 法的根拠がある（中国民訴法第100条）

禁訴令公式見解と同時に発表された有識者論評

- ✓ 企業が訴訟を提起する国の**市場**が大きく資産が多いほど、その国の裁判所が発する**禁訴令の威力が高まる**
- ✓ 将来的に、中国の裁判所は、禁訴令やグローバル料率（の判断）、さらには反禁訴令等が**常態化**し、国際司法秩序の協調と保護により深く関与する可能性がある

【政策】 標準必須特許のガイドライン・裁判例等の整備

- ◆ 通信系を中心に、国内外で中国企業が標準必須特許紛争の当事者になるケースが増加
- ◆ 国を挙げて標準策定と標準必須特許の構築に注力、5GではSEP宣言が増加
- ◆ 立法・司法や業界では、ガイドライン等の整備が進む（改正専利法にも「濫用」が盛り込まれる）

2015年 知財権濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定（工商局）

2017年 専利権侵害判定ガイドライン（北京高級法院）

2018年 SEP紛争事件審理に関するガイドライン（試行）（広東高級法院）

2018年 深圳市知財保護条例（草案）※策定時にはSEP箇所全削除

2019年 知財権分野に関する独占禁止法 ガイドライン（国務院独禁委員会）

2020年 SEP訴訟における法的問題と対策に関する調査報告書（北京高級法院）

2020年 工信部・自動車協会「自動車SEP工作組」設置、ガイドライン検討開始

2021年 SEP禁訴令に関する最高人民法院の見解

2021年 専利法改正（専利権濫用の禁止）

2021年 工信部 中国信息通信研究院「5G+産業SEP発展動向」

2021年 消費家電領域における知財ライセンス・ガイドライン（中国電子視像行業協会 団体標準）

2022年 独占禁止法改正

2022年 知財権濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定（意見募集稿）（国家市場監督管理総局）

2022年 自動車業界標準必須特許ライセンス・ガイドライン（中国自動車工学会知的財産支部等 団体標準）

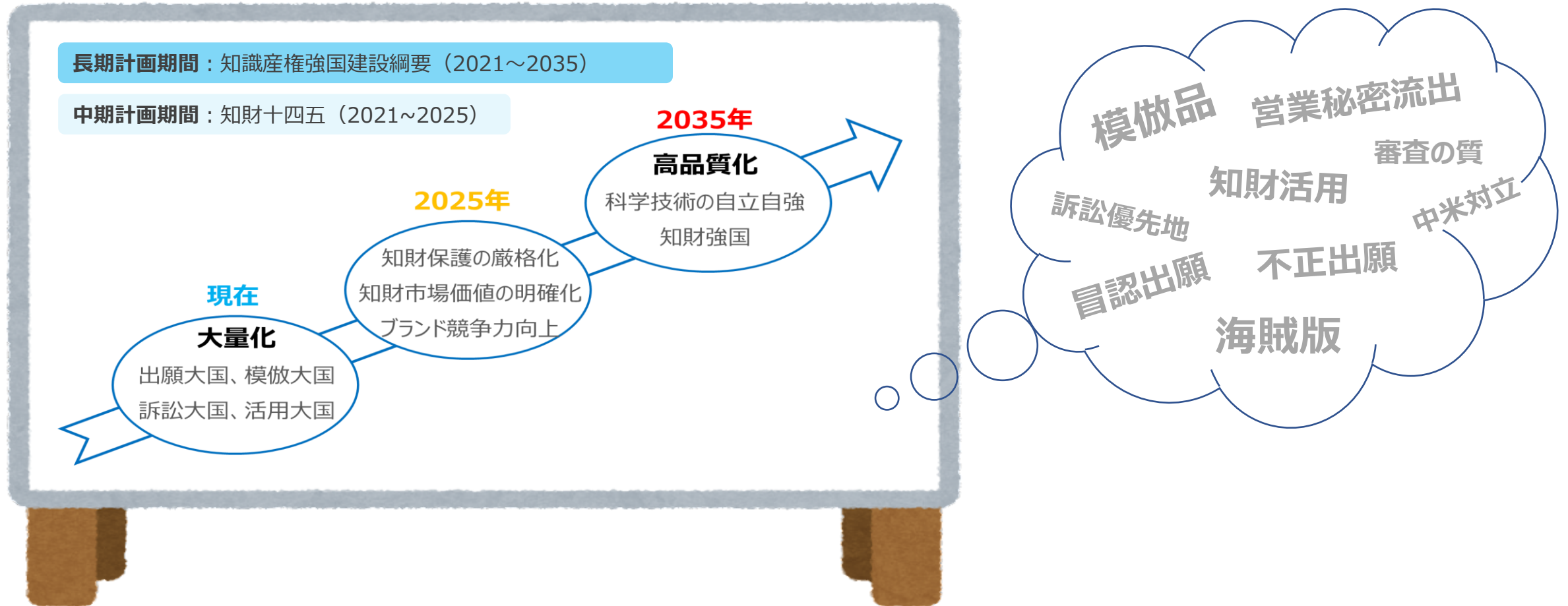
【その他関連トピック】

- 2021年寧波市中級人民法院（2014）浙甬知初字第579号
 - ・ 「**必需特許**」のライセンス拒否が市場支配的地位の濫用として独占禁止法違反と判示された事例
 - ・ 現在は最高人民法院で審理中
- 2022年最高人民法院（2020）最高法知民終1696号
 - ・ 橋梁の伸縮装置に関する推薦性業界標準に絡む特許の侵害
 - ・ 政府の関連入札案件で**推薦性標準**に従うことが要求されていた
- 2021年国家市場監督管理総局による独占禁止法の調査
 - ・ 中国モバイル通信団体の申請に基づき、5G標準必須特許を有する外資企業が調査対象
 - ・ 現在も調査継続中
- 2022年情報セキュリティ技術事務機器設備安全規範（草案）

1. はじめに
2. 中国の知財政策
3. 統計から見る中国知財の動向
- 4. さいごに**

中国知財の今後の方向性

- ◆ 習近平談話や中長期計画に基づき、**知財強国**実現や**知財保護によるイノベーション支援**のために、法令や運用の整備が図られていく
- ◆ 不正出願や模倣品等の依然として存在する問題についても、どのように解決していくかには注目していく必要がある



JETRO北京の知財部ウェブサイトでは、

- 各種調査レポート・マニュアル
- 知財ニュース
- 法律/法規/解釈/判例/ガイドライン（日本語仮訳）
- 政策文書（日本語仮訳）
- 現地法律・特許事務所情報
- 中国IPG情報

などを掲載しております。ぜひ一度ご覧ください。

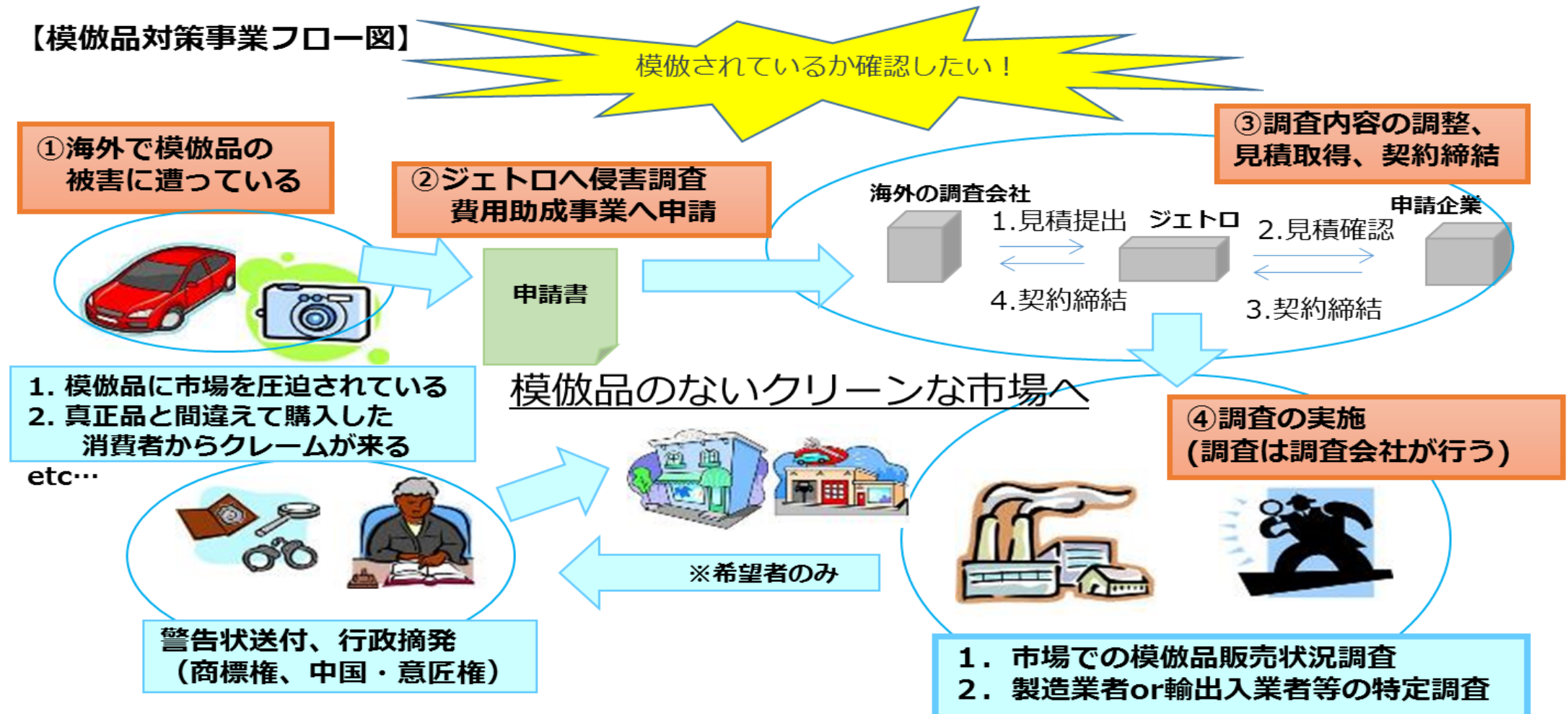


<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/>

模倣品対策支援事業

海外で知的財産権の侵害を受けている中小企業に対しジェトロが模倣品の製造元や流通経路の特定、市場での販売状況等の情報を提供し、その侵害調査と一部権利行使にかかった費用総額の2/3（上限額：400万円）を助成。

【模倣品対策事業フロー図】



防衛型侵害対策支援事業

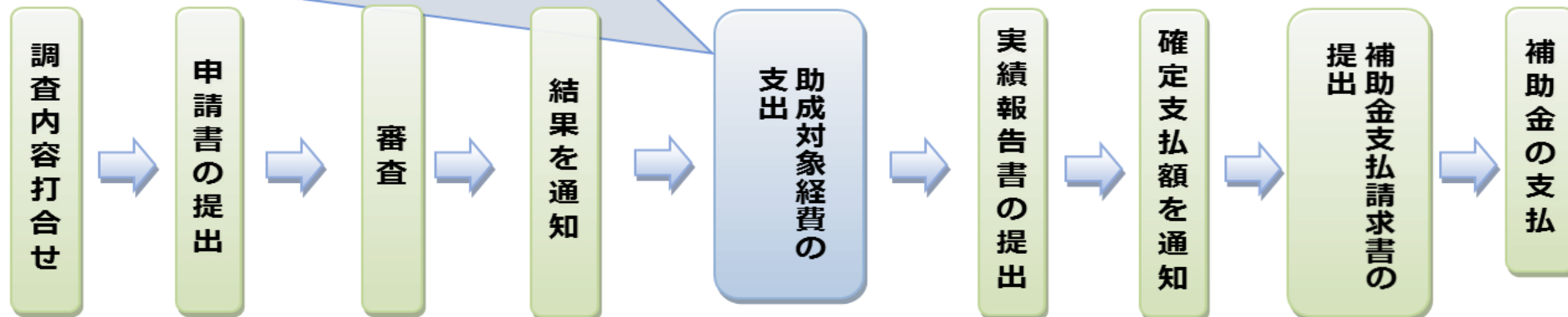
海外での産業財産権に係る係争に巻き込まれており、以下に掲げる係争に基づく防衛型侵害対策を行おうとする中小企業者を対象に、当該対策にかかった係争費用の2/3を助成。

たとえばこんな場合

- ①冒認出願等で産業財産権を先取りした外国企業から訴えられてしまった場合。
- ②無審査によって取得できる産業財産権が並存していることにより、相手方外国企業から権利侵害を主張されている場合。
- ③産業財産権を保持しつつも事業を実施していない企業（いわゆるパテント・トロール）から権利侵害で訴えられてしまった場合。

産業財産権に係る係争に巻き込まれた！

- 助成対象となる経費が発生する際は、その支出を証明する各種資料の添付が必要です。
例：弁護士費用…請求書・明細書および領収書、交通費…領収書や半券等、公共交通機関の場合には料金が分かる書類
手数料…金額が分かる書類、領収書 等
- 助成対象となるのは、採択後から1月15日の間に発生した経費です。



冒認商標無効・取消係争支援事業

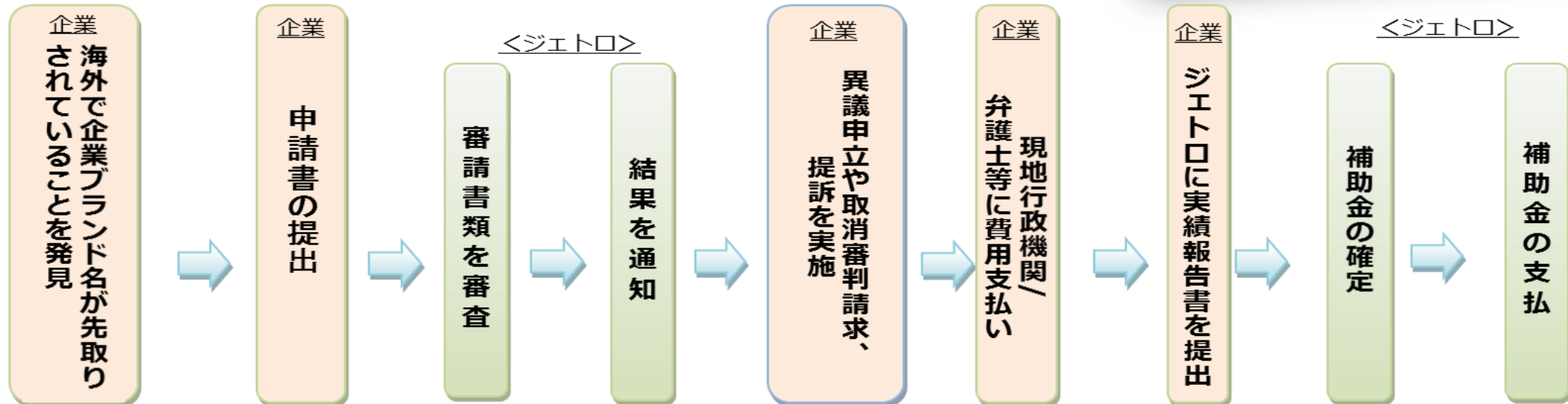
海外で自社のブランドの商標や地域団体商標を、無関係の第三者から冒認出願された中小企業者を対象に、相手方の出願や権利を取り消すことを目的に、自ら提起する係争活動を支援。訴訟費用・無効審判請求費用等の2/3を助成。

無関係の第三者に
自社保有の商標を
出願・登録されて
しまった！

助成対象経費

- ①冒認商標を取り消すための、異議申立、無効審判請求、取消審判請求に要する費用
- ②①に要する弁護士、弁理士等の代理人費用（和解金・損害賠償金は含まず）

中国産「松阪牛」「美濃焼」・・・
勝手に商標申請



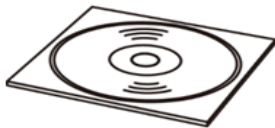
海外営業秘密漏えい対策支援事業

進出企業が海外現地において営業秘密の漏洩を防止するため、専門家派遣型の社内研修プログラムや漏洩リスクのアセスメント、コンサルテーションをおこなう。

【課題】

- ◆ 海外現地法人やサプライチェーンでの営業秘密管理体制は、未だ不十分な企業が多く、従業員の意識も低い。
- ◆ 現地従業員の営業秘密の管理意識向上には、現地語で現地従業員向けに直接的に伝えていく（研修）方法が不可欠である。
- ◆ 中小企業がいかにして海外企業との各種契約において、コア技術等を守る契約を結べるか。
- ◆ 展示会にてバイヤー企業担当者を装い、産業スパイ行為がおこなわれるケースがあり、注意喚起が必要。

機密 2 - 2



▲講師の説明を熱心に聞いているようす

【事業内容】

○ 派遣型サービス

- ◆ 中国、ASEAN（1～2カ国）における個社支援。
- ◆ 専門家を現地法人に派遣。社内規程のアセスメントやコンサルテーションを実施し、各社の営業秘密対策強化を支援。
- ◆ 企業のニーズに合わせ、階層別（幹部、中間現地管理職、従業員等）の研修を実施。

○ 「海外の営業秘密対策はジェットロ」の認知度UP

- ◆ 国内外で海外営業秘密関連のセミナーを実施し、日本企業、日系企業に対し普及啓発していく。

3月29日
ヤマトグループ 中国進出企業向けの
機密保護セミナー受講

現地社員に向けた現地語でのセミナー受講で、
情報セキュリティ意識を強化！
支援企業の社内報で本取組が紹介された

ご清聴ありがとうございました。

日本貿易振興機構（JETRO）

北京事務所知的財産部

E-Mail : PCB-IP@jetro.go.jp

Tel : +86-10-6528-2781

Fax : +86-10-6513-7079

【免責事項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。JETROでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、JETROは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。